

別添－2

農業土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

平成17年2月14日設計第694号

(積算基準日 令和7年3月1日以降適用)

北海道農政部

新 旧 対 照 表

1 総 則

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用 【省略】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 「工事監督員」とは、「監督要領」で定める監督業務を行うもので、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。 【省略】</p> <p>24 「情報共有システム」とは、受発注者間の情報を電子的に交換、共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。また、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>25 「書面」とは、手書き、印刷等による伝達物、または情報共有システムで作成された工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものも有効とする。 【省略】</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図、若しくは電子データを貸与することができる。貸与した原図、若しくは電子データは受注者の責任で保管し、原図、若しくは電子データに損傷を与えた場合は復元のうえ、工事監督員が指示した期日までに返却すること。</p> <p>2 受注者は、「設計図書の照査手引き」（https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkei/sekou/syousatebiki_20110201.html）を参考に、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第17条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、工事監督員からさらに詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 【省略】</p>	<p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用 【省略】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 「工事監督員」とは、「監督要領」で定める監督業務を行うもので、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。 【省略】</p> <p>24 「情報共有システム」とは、受発注者間の情報を電子的に交換、共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。なお、本システムを用いて作成し、提出された書面については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>25 「書面」とは、手書き、印刷等による伝達物、または情報共有システムで作成された工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子的手段を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。 【省略】</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図、若しくは電子データを貸与することができる。貸与した原図、若しくは電子データは受注者の責任で保管し、原図、若しくは電子データに損傷を与えた場合は復元のうえ、工事監督員が指示した期日までに返却すること。</p> <p>2 受注者は、「設計図書の照査手引き」（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nm-koji/sekkei-hp/syousatebiki_20110201.html）を参考に、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第17条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、工事監督員からさらに詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-10 工事用地等の使用</p> <p>1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、発注者から提供を受けた工事用地等の返還に関して、<u>「農業土木工事関係書類減量化について (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkei sekou/kouji syorui genryouka.html)」の「様式集・B 工事関係種類_土地使用返還確認調書」</u>を作成し、工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに工事監督員に指示</u>しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>9 <u>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</u></p> <p><u>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>10 <u>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者の受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載された内容と一致することを確認するとともに、工事監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</u></p> <p>11 受注者は、再生資源利用促進計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用より公表するよう努めなければならない。</p>	<p>1-1-10 工事用地等の使用</p> <p>1 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、発注者から提供を受けた工事用地等の返還に関して、<u>「土地使用返還確認調書 (http://www.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nm-koji/sekkei-hp/kouji-shiyouso_201202.htm)」</u>を作成し、工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-21 建設副産物</p> <p>1 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。</p> <p>2 受注者は、<u>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）により適正に処理するとともに産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）を交付し、適正に管理</u>しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>9 受注者は、再生資源利用促進計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用より公表するよう努めなければならない。</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句、番号の追加及び改正</p> <p></p> <p>字句、番号の追加及び改正</p> <p></p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>16 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、工事監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-30 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第10条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（農業土木工事施工管理基準 I 工程管理 _____ 様式-2 工事月報）に基づき作成し、書面または電子的手段により工事監督員に提出するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-32 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、<u>最新</u>の「土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、_____）」、「土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成21年3月30日）」及び「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）」、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通大臣官房技術調査課、令和元年 _____）」を参考にして災害の防止を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>23 地下埋設物の確認に関する様式は北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので、参考とすること。</p> <p><u>「農業土木工事関係書類減量化について_様式集_・B 工事関係書類_地下埋設物確認書」</u> <u>(URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkei/sekou/kouji/syorui/genryouka.html)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>14 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、工事監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-30 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第10条の規定に基づき、履行状況を所定の様式（農業土木工事施工管理基準 I 工程管理 <u>様式-1 工事旬報及び</u>様式-2 工事月報）に基づき作成し、書面または電子的手段により工事監督員に提出するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-32 工事中の安全確保</p> <p>1 受注者は、_____「土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、<u>令和 5年 3月</u>）」、「土木工事等施工技術安全指針（農林水産省農村振興局整備部長通知、平成21年3月30日）」及び「建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）」、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」、「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、及び JIS A 8972（斜面・法面工用仮設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、工事施工中、工事監督員の承諾及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通大臣官房技術調査課、令和元年 <u>9月 2日</u> <u>付</u>）」を参考にして災害の防止を図らなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>23 地下埋設物の確認に関する様式は北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので、参考とすること。</p> <p><u>(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nm-koji/sekkei-hp/sek-top.html)</u></p> <p>【省略】</p>	<p>番号の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の追加及び削除</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の追加 字句の改正</p> <p>”</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-38 交通安全管理</p> <p>1 一般事項</p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条によって処置するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（道路局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>受注者は、一般交通の用に供している路面を常に良好な状態に保つよう維持するものとし砂利道の場合の維持用砂利の粒径は40mm以下とする。</p> <p>【省略】</p> <p>9 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。<u>なお、これらの許可、回答等については、工事監督員の請求があった場合に直ちに提示しなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-38 交通安全管理</p> <p>1 一般事項</p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは、汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 27 条によって処置するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>3 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和 3 年 9 月改正 内閣府・国土交通省令第 5 号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（建設省道路局長通知 昭和 37 年 8 月 30 日）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（道路局長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 37 号・国道国防第 205 号）、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（建設省道路局国道第一課通知 昭和 47 年 2 月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>受注者は、一般交通の用に供している路面を常に良好な状態に保つよう維持するものとし砂利道の場合の維持用砂利の粒径は40mm以下とする。</p> <p>【省略】</p> <p>9 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-39 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和4年12月改正 法律第101号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和4年12月改正 法律第97号)</p> <p>(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第49号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和5年5月改正 法律第19号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和4年11月改正 法律第87号)</p> <p>(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(25) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号)</p> <p>(26) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)</p> <p>(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p>	<p>1-1-39 諸法令の遵守</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令及び諸法規を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用については受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和4年12月改正 法律第101号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)</p> <p>(14) 道路法 (令和3年3月改正 法律第9号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第36号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和4年3月改正 法律第7号)</p> <p>(23) 港則法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(25) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号)</p> <p>(26) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)</p> <p>(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)</p> <p>(33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正		現 行		備 考
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正 法律第72号)	
(36) 振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)	(36) 振動規制法	(平成26年6月改正 法律第72号)	
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正 法律第37号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正 法律第37号)	
(38) 文化財保護法	(令和3年4月改正 法律第22号)	(38) 文化財保護法	(令和3年4月改正 法律第22号)	
(39) 砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)	(39) 砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)	
(40) 電気事業法	(令和5年6月改正 法律第44号)	(40) 電気事業法	(令和4年6月改正 法律第74号)	字句の改正
(41) 消防法	(令和5年6月改正 法律第58号)	(41) 消防法	(令和3年5月改正 法律第36号)	”
(42) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(42) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)	
(43) 建築基準法	(令和5年6月改正 法律第58号)	(43) 建築基準法	(令和4年5月改正 法律第55号)	字句の改正
(44) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)	(44) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)	
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)	
(46) 土壌汚染対策法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(46) 土壌汚染対策法	(平成29年6月改正 法律第45号)	
(47) 駐車場法	(平成29年5月改正 法律第26号)	(47) 駐車場法	(平成29年5月改正 法律第26号)	
(48) 海上交通安全法	(令和3年6月改正 法律第53号)	(48) 海上交通安全法	(令和3年6月改正 法律第53号)	
(49) 海上衝突予防法	(平成15年6月改正 法律第63号)	(49) 海上衝突予防法	(平成15年6月改正 法律第63号)	
(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和3年5月改正 法律第43号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和3年5月改正 法律第43号)	
(51) 船員法	(令和3年6月改正 法律第75号)	(51) 船員法	(令和3年5月改正 法律第43号)	字句の改正
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成30年6月改正 法律第59号)	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成30年6月改正 法律第59号)	
(53) 船舶安全法	(令和3年5月改正 法律第43号)	(53) 船舶安全法	(令和3年5月改正 法律第43号)	
(54) 自然環境保全法	(平成31年4月改正 法律第20号)	(54) 自然環境保全法	(平成31年4月改正 法律第20号)	
(55) 自然公園法	(令和3年5月改正 法律第29号)	(55) 自然公園法	(令和3年5月改正 法律第29号)	
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)	(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)	
(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第36号)	(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(令和3年5月改正 法律第36号)	
(58) 河川法施行法 抄	(平成11年12月改正 法律第160号)	(58) 河川法施行法 抄	(平成11年12月改正 法律第160号)	
(59) 技術士法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(59) 技術士法	(令和元年6月改正 法律第37号)	
(60) 漁業法	(令和3年5月改正 法律第47号)	(60) 漁業法	(令和3年5月改正 法律第47号)	
(61) 空港法	(令和4年6月改正 法律第62号)	(61) 空港法	(令和4年6月改正 法律第62号)	
(62) 計量法	(平成26年6月改正 法律第69号)	(62) 計量法	(平成26年6月改正 法律第69号)	
(63) 厚生年金保険法	(令和5年3月改正 法律第3号)	(63) 厚生年金保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)	字句の改正
(64) 航路標識法	(令和3年6月改正 法律第53号)	(64) 航路標識法	(令和3年6月改正 法律第53号)	
(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和4年5月改正 法律第46号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和4年5月改正 法律第46号)	
(66) 最低賃金法	(平成24年4月改正 法律第27号)	(66) 最低賃金法	(平成24年4月改正 法律第27号)	
(67) 職業安定法	(令和4年3月改正 法律第12号)	(67) 職業安定法	(令和4年3月改正 法律第12号)	
(68) 所得税法	(令和5年6月改正 法律第44号)	(68) 所得税法	(令和4年6月改正 法律第71号)	字句の改正
(69) 水産資源保護法	(平成30年12月改正 法律第95号)	(69) 水産資源保護法	(平成30年12月改正 法律第95号)	
(70) 船員保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)	(70) 船員保険法	(令和3年6月改正 法律第66号)	字句の改正
(71) 著作権法	(令和3年6月改正 法律第52号)	(71) 著作権法	(令和3年6月改正 法律第52号)	
(72) 電波法	(令和4年12月改正 法律第93号)	(72) 電波法	(令和4年6月改正 法律第70号)	字句の改正

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)</p> <p>(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(80) 水路業務法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(81) 地方税法 (令和5年3月改正 法律第1号)</p> <p>(82) 個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)</p> <p>(83) 土地収用法 (令和3年6月改正 法律第63号)</p> <p>(84) 民法 (令和4年12月改正 法律第102号)</p> <p>(85) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号)</p> <p>(86) 都市計画法 (令和4年11月改正 法律第87号)</p> <p>(87) 電気通信事業法 (令和4年6月改正 法律第70号)</p>	<p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)</p> <p>(79) 警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(80) 水路業務法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(81) 地方税法 (令和5年3月改正 法律第1号)</p> <p>(82) 個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)</p> <p>(83) 土地収用法 (令和3年6月改正 法律第63号)</p> <p>(84) 民法 (令和4年12月改正 法律第102号)</p> <p>(85) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)</p> <p>(86) 都市計画法 (令和4年11月改正 法律第87号)</p> <p>(87) 電気通信事業法 (令和4年6月改正 法律第70号)</p>	<p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>	
<p>1-1-41 施工時期及び施工時間の変更</p>	<p>1-1-41 施工時期及び施工時間の変更</p>	
<p>1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ工事監督員と協議するものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に現道上の工事または工事監督員が把握していない作業を行う場合は、事前に作業日、作業時間、作業内容及び緊急連絡体制等を書面によって工事監督員に報告しなければならない。ただし、休日に作業を行う場合の書面の扱いについては、「施工管理基準 I 工程管理 「工事管理（進捗管理）」の方法 3（工事施工箇所等の提示）」に必要事項等を _____ 記入すれば、別途書面の提出は不要とする。</p>	<p>1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ工事監督員と協議するものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に現道上の工事または工事監督員が把握していない作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって工事監督員に提出しなければならない。ただし、休日に作業を行う場合の書面の扱いについては、「施工管理基準 I 工程管理 様式-1 工事旬報」に必要事項等を予定欄に記入すれば、別途書面の提出は不要とする。</p>	<p>字句の改正</p> <p>”</p> <p>字句の削除及び改正</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>	
<p>1-1-43 提出書類</p>	<p>1-1-43 提出書類</p>	
<p>1 受注者は、提出書類を建設工事事務取扱標準様式、また施工管理及び品質管理の様式については、農政部農業土木工事施工管理基準『V施工管理記録様式』及び、農政部施設機械工事等施工管理基準第3編『施工管理記録様式』に基づいて、工事監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、工事監督員の指示によるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書において電子納品を行うものと指定された工事については、北海道農政部制定の「農業農村整備事業 電子納品運用の手引き（案）【工事編】」に基づき実施しなければならない。 （http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkeisekou/e-nouhin.html）</p>	<p>1 受注者は、提出書類を建設工事事務取扱標準様式、また施工管理及び品質管理の様式については、農政部農業土木工事施工管理基準『V施工管理記録様式』及び、農政部施設機械工事等施工管理基準第3編『施工管理記録様式』に基づいて、工事監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、工事監督員の指示によるものとする。</p> <p>2 受注者は、設計図書において電子納品を行うものと指定された工事については、北海道農政部制定の「農業農村整備事業 電子納品運用の手引き（案）【工事編】」に基づき実施しなければならない。 （URL:http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/mn_koji/sekkei_hp/e-nouhin.htm）</p>	<p>字句の改正</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-47 法定外の労災保険の付保</p> <p>1 受注者は、工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。</p> <p>なお、「法定外労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乘せして雇用者が従業員等または、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。</p> <p>2 受注者は、「法定外労災保険」の保険証券の写し <u>もしくは加入証明書の原本 または写し</u> を、工事着手時に工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>3 契約書第 23 条に基づき工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更または保険の追加契約を行い、変更または追加して契約した「法定外労務保険」の保険証券の写し、<u>もしくは加入証明書の原本 または写し</u> を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-55 工事特性・創意工夫・社会性等</p> <p>1 受注者は、工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する評価できる項目、または社会性等への貢献として評価できる項目について、<u>工事完了時までに工事監督員に提出することができるものとする。なお、提出様式は任意とし、本書の記載例は参考扱いとする。</u></p> <p>【省略】</p> <p>1-1-61 土木工事における受発注者の業務効率化の実施(工事書類減量化)</p> <p>受注者は、工事書類の作成及び提出について、次の各号によらなければならない。</p> <p>1 工事書類の減量化</p> <p>(1) 工事施工中に受注者から工事監督員に提出する工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から工事監督員へ納品する工事完成図書を明確化することにより、工事受注契約締結から工事目的物の引き渡しまでの発注者の監督・検査及び受注者の業務の減量化を図るものである。</p> <p>(2) 工事書類の作成及び提出は、北海道農政部事業調整課ホームページに掲載している「農業土木工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkeisekou/koujisyorui genryouka.html</p> <p>【省略】</p>	<p>1-1-47 法定外の労災保険の付保</p> <p>1 受注者は、工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。</p> <p>なお、「法定外労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の保険給付に上乘せして雇用者が従業員等または、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。</p> <p>2 受注者は、「法定外労災保険」の保険証券の写し <u>または加入証明書の原本 _____</u> を、工事着手時に工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>3 契約書第 23 条に基づき工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更または保険の追加契約を行い、変更または追加して契約した「法定外労務保険」の保険証券の写し、<u>または加入証明書の原本 _____</u> を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-55 工事特性・創意工夫・社会性等</p> <p>1 受注者は、工事施工において自ら立案した創意工夫や技術力に関する評価できる項目、または社会性等への貢献として評価できる項目について、<u>事前に工事監督員へ立案した書類を提出する事ができるものとする。</u></p> <p>【省略】</p> <p>1-1-61 土木工事における受発注者の業務効率化の実施(工事書類減量化)</p> <p>受注者は、工事書類の作成及び提出について、次の各号によらなければならない。</p> <p>1 工事書類の減量化</p> <p>(1) 工事施工中に受注者から工事監督員に提出する工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から工事監督員へ納品する工事完成図書を明確化することにより、工事受注契約締結から工事目的物の引き渡しまでの発注者の監督・検査及び受注者の業務の減量化を図るものである。</p> <p>(2) 工事書類の作成及び提出は、北海道農政部事業調整課ホームページに掲載している「農業土木工事関係書類一覧表」に基づき実施するものとする。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nm-koji/sekkei-hp/koujisyorui genryouka.htm</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加及び改正</p> <p>字句の改正 字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-1-65 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進</p> <p>1 受注者は、可能な範囲で北海道胆振東部地震の倒木及び被災地の木材を有効活用する。</p> <p>【省略】</p> <p>3 参考</p> <p>北海道胆振東部地震による倒木及び被災地産の木材の活用に当たっては、各地域における資材取扱先などに問い合わせるほか、下記の北海道木材産業協同組合連合会及び北海道森林組合連合会のホームページにある工場一覧表を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道木材産業協同組合連合会：http://www.woodplaza.or.jp/ 産地証明ができる合法木材供給事業者名簿 (PDF)：https://woodplaza.or.jp/trader/legal/ 北海道森林組合連合会：http://www.doshinren.or.jp/iho/index.html 認定事業体一覧表：https://www.doshinren.or.jp/iho/index.html 	<p>1-1-65 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進</p> <p>1 受注者は、可能な範囲で北海道胆振東部地震の倒木及び被災地の木材を有効活用する。</p> <p>【省略】</p> <p>3 参考</p> <p>北海道胆振東部地震による倒木及び被災地産の木材の活用に当たっては、各地域における資材取扱先などに問い合わせるほか、下記の北海道木材産業協同組合連合会及び北海道森林組合連合会のホームページにある工場一覧表を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道木材産業協同組合連合会：http://www.woodplaza.or.jp/ 産地証明ができる合法木材供給事業者名簿 _____：http://www.woodplaza.or.jp/iho/i chiran.pdf 北海道森林組合連合会：http://www.doshinren.or.jp/iho/index.html 認定事業体一覧表：http://www.doshinren.or.jp/iho/file/gouhou_nintei180510.xls 	<p>字句の追加及び改正 字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>4 <u>実施の留意事項</u></p> <p>(1) 受注者は、現場閉所を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えるものとするほか、天候等により休止し、作業日を振り替えた場合においても現場閉所として認めるものとする。</p> <p>(2) 週休2日の履行確認については、事務手続きの関係上、工事の完成日の20日前^{※6}までに実施状況^{※7}（または実施予定状況）を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及依頼は行わないものとする。</p> <p>(4) 週休2日の実施を希望したが、実際に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。</p> <p>※6：工事完成日の20日前が閉所日の場合は、その前の開所日とする。</p> <p>※7：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1^{※4}実施欄によるものとする。</p> <p>5 <u>実施確認</u></p> <p><u>(1) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に工事監督員へ報告^{※8}すること。</u></p> <p><u>(2) 工事監督員は、受注者からの上記報告により週休2日の実施状況を確認^{※9}するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認を行うこと。</u></p> <p>※8：報告は、別記様式1^{※4}または現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等による。その提出は電子データまたは書面とする。</p> <p>※9：報告を受けた別記様式1^{※4}等による。</p> <p>なお、必要に応じて行う受注者からの聞き取り及び提示資料等による確認とは、日報、作業日誌及び安全日誌等による作業実態の確認のことをいう。</p> <p>【省略】</p>	<p>4 <u>留意事項について</u></p> <p>(1) 受注者は、現場閉所を計画的に設けることとする。ただし、現場の特性等に応じて、当初計画した現場閉所を振り替えるものとするほか、天候等により休止し、作業日を振り替えた場合においても現場閉所として認めるものとする。</p> <p>(2) 週休2日の履行確認については、事務手続きの関係上、工事の完成日の20日前^{※8}まで実施状況^{※9}（または実施予定状況）を工事監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないものとする。</p> <p>(4) 週休2日の実施を希望したが、実施に週休2日を履行することができない場合でも、その責は問わないものとする。</p> <p>※8：工事完成日の20日前が閉所日の場合は、その前の開所日とする。</p> <p>※9：実施状況（または実施予定状況）は、別記様式1実施欄^{※4}によるものとする。</p> <p>5 <u>週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>【省略】</p>	<p>字句の削除及び追加</p> <p>加</p> <p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p> <p>〃</p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

改 正			現 行			備 考																																																																																									
1-2-9 快適トイレの導入に関する試行について 【省略】 ※ 関連通知文			1-2-9 快適トイレの導入に関する試行について 【省略】 ※ 関連通知文			表内、字句の削除 及び追加																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>通知文</th> <th>通知日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1-2-1</td> <td>工事における現場環境改善費の積算要領について</td> <td>R02.09.24 事調第 827 号通知</td> </tr> <tr> <td>工事における現場環境改善費の積算要領の運用について</td> <td>R03.07.07 事務連絡</td> </tr> <tr> <td>1-2-2</td> <td>遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について</td> <td>R03.10.12 事調第 608 号通知</td> </tr> <tr> <td>1-2-3</td> <td>地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について</td> <td>R03.10.12 事調第 609 号通知</td> </tr> <tr> <td>1-2-4</td> <td>1 日未満で完了する作業の積算について</td> <td>R03.10.12 事調第 610 号通知</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1-2-5</td> <td rowspan="4">施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について</td> <td>H25.04.08 事調第 60 号通知</td> </tr> <tr> <td>H29.12.19 事調第 849 号改正</td> </tr> <tr> <td>H30.12.21 事調第 889 号改正</td> </tr> <tr> <td>R02.12.23 事調第 1210 号改正</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1-2-5</td> <td rowspan="4">施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について</td> <td>H25.04.08 事調第 61 号通知</td> </tr> <tr> <td>H29.12.19 事調第 850 号改正</td> </tr> <tr> <td>R02.12.23 事調第 1211 号改正</td> </tr> <tr> <td>R02.12.23 事調第 1211 号改正</td> </tr> <tr> <td>1-2-6</td> <td>面工事の積算方法等に関する試行について</td> <td>H26.01.10 事調第 863 号通知</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1-2-7</td> <td rowspan="4">工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について</td> <td>H30.10.12 事調第 676 号通知</td> </tr> <tr> <td>R02.04.13 事調第 95 号改正</td> </tr> <tr> <td>R02.11.25 事調第 1088 号改正</td> </tr> <tr> <td>R03.10.12 事調第 613 号改正</td> </tr> <tr> <td>1-2-8</td> <td>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について</td> <td>R07. . . 事調第 . . . 号改正</td> </tr> <tr> <td>1-2-8</td> <td>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について</td> <td>R01.10.11 事調第 800 号通知</td> </tr> <tr> <td>1-2-9</td> <td>快適トイレの導入に関する試行について</td> <td>R03.10.12 事調第 611 号通知</td> </tr> </tbody> </table>	項番	通知文	通知日	1-2-1	工事における現場環境改善費の積算要領について		R02.09.24 事調第 827 号通知	工事における現場環境改善費の積算要領の運用について	R03.07.07 事務連絡	1-2-2	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	R03.10.12 事調第 608 号通知	1-2-3	地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について	R03.10.12 事調第 609 号通知	1-2-4	1 日未満で完了する作業の積算について	R03.10.12 事調第 610 号通知	1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について	H25.04.08 事調第 60 号通知	H29.12.19 事調第 849 号改正	H30.12.21 事調第 889 号改正	R02.12.23 事調第 1210 号改正	1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について	H25.04.08 事調第 61 号通知	H29.12.19 事調第 850 号改正	R02.12.23 事調第 1211 号改正	R02.12.23 事調第 1211 号改正	1-2-6	面工事の積算方法等に関する試行について	H26.01.10 事調第 863 号通知	1-2-7	工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知	R02.04.13 事調第 95 号改正	R02.11.25 事調第 1088 号改正	R03.10.12 事調第 613 号改正	1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R07. . . 事調第 . . . 号改正	1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知	1-2-9	快適トイレの導入に関する試行について	R03.10.12 事調第 611 号通知	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>通知文</th> <th>通知日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1-2-1</td> <td>工事における現場環境改善費の積算要領について</td> <td>R02.09.24 事調第 827 号通知</td> </tr> <tr> <td>工事における現場環境改善費の積算要領の運用について</td> <td>R03.07.07 事務連絡</td> </tr> <tr> <td>1-2-2</td> <td>遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について</td> <td>R03.10.12 事調第 608 号通知</td> </tr> <tr> <td>1-2-3</td> <td>地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について</td> <td>R03.10.12 事調第 609 号通知</td> </tr> <tr> <td>1-2-4</td> <td>1 日未満で完了する作業の積算について</td> <td>R03.10.12 事調第 610 号通知</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1-2-5</td> <td rowspan="4">施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について</td> <td>H25.04.08 事調第 60 号通知</td> </tr> <tr> <td>H29.12.19 事調第 849 号改正</td> </tr> <tr> <td>H30.12.21 事調第 889 号改正</td> </tr> <tr> <td>R02.12.23 事調第 1210 号改正</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1-2-5</td> <td rowspan="4">施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について</td> <td>H25.04.08 事調第 61 号通知</td> </tr> <tr> <td>H29.12.19 事調第 850 号改正</td> </tr> <tr> <td>R02.12.23 事調第 1211 号改正</td> </tr> <tr> <td>R02.12.23 事調第 1211 号改正</td> </tr> <tr> <td>1-2-6</td> <td>面工事の積算方法等に関する試行について</td> <td>H26.01.10 事調第 863 号通知</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1-2-7</td> <td rowspan="4">工事における週休 2 日の取得に要する _____ 試行について</td> <td>H30.10.12 事調第 676 号通知</td> </tr> <tr> <td>R02.04.13 事調第 95 号改正</td> </tr> <tr> <td>R02.11.25 事調第 1088 号改正</td> </tr> <tr> <td>R03.10.12 事調第 613 号改正</td> </tr> <tr> <td>1-2-8</td> <td>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について</td> <td>R01.10.11 事調第 800 号通知</td> </tr> <tr> <td>1-2-8</td> <td>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について</td> <td>R02.07.17 事調第 566 号通知</td> </tr> <tr> <td>1-2-9</td> <td>快適トイレの導入に関する試行について</td> <td>R03.10.12 事調第 611 号通知</td> </tr> </tbody> </table>	項番	通知文	通知日	1-2-1	工事における現場環境改善費の積算要領について	R02.09.24 事調第 827 号通知	工事における現場環境改善費の積算要領の運用について	R03.07.07 事務連絡	1-2-2	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	R03.10.12 事調第 608 号通知	1-2-3	地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について	R03.10.12 事調第 609 号通知	1-2-4	1 日未満で完了する作業の積算について	R03.10.12 事調第 610 号通知	1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について	H25.04.08 事調第 60 号通知	H29.12.19 事調第 849 号改正	H30.12.21 事調第 889 号改正	R02.12.23 事調第 1210 号改正	1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について	H25.04.08 事調第 61 号通知	H29.12.19 事調第 850 号改正	R02.12.23 事調第 1211 号改正	R02.12.23 事調第 1211 号改正	1-2-6	面工事の積算方法等に関する試行について	H26.01.10 事調第 863 号通知	1-2-7	工事における週休 2 日の取得に要する _____ 試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知	R02.04.13 事調第 95 号改正	R02.11.25 事調第 1088 号改正	R03.10.12 事調第 613 号改正	1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知	1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について	R02.07.17 事調第 566 号通知	1-2-9	快適トイレの導入に関する試行について
項番	通知文	通知日																																																																																													
1-2-1	工事における現場環境改善費の積算要領について	R02.09.24 事調第 827 号通知																																																																																													
	工事における現場環境改善費の積算要領の運用について	R03.07.07 事務連絡																																																																																													
1-2-2	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	R03.10.12 事調第 608 号通知																																																																																													
1-2-3	地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について	R03.10.12 事調第 609 号通知																																																																																													
1-2-4	1 日未満で完了する作業の積算について	R03.10.12 事調第 610 号通知																																																																																													
1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について	H25.04.08 事調第 60 号通知																																																																																													
		H29.12.19 事調第 849 号改正																																																																																													
		H30.12.21 事調第 889 号改正																																																																																													
		R02.12.23 事調第 1210 号改正																																																																																													
1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について	H25.04.08 事調第 61 号通知																																																																																													
		H29.12.19 事調第 850 号改正																																																																																													
		R02.12.23 事調第 1211 号改正																																																																																													
		R02.12.23 事調第 1211 号改正																																																																																													
1-2-6	面工事の積算方法等に関する試行について	H26.01.10 事調第 863 号通知																																																																																													
1-2-7	工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知																																																																																													
		R02.04.13 事調第 95 号改正																																																																																													
		R02.11.25 事調第 1088 号改正																																																																																													
		R03.10.12 事調第 613 号改正																																																																																													
1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R07. . . 事調第 . . . 号改正																																																																																													
1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知																																																																																													
1-2-9	快適トイレの導入に関する試行について	R03.10.12 事調第 611 号通知																																																																																													
項番	通知文	通知日																																																																																													
1-2-1	工事における現場環境改善費の積算要領について	R02.09.24 事調第 827 号通知																																																																																													
	工事における現場環境改善費の積算要領の運用について	R03.07.07 事務連絡																																																																																													
1-2-2	遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	R03.10.12 事調第 608 号通知																																																																																													
1-2-3	地域外からの労務者確保に要する間接費の設計変更について	R03.10.12 事調第 609 号通知																																																																																													
1-2-4	1 日未満で完了する作業の積算について	R03.10.12 事調第 610 号通知																																																																																													
1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行について	H25.04.08 事調第 60 号通知																																																																																													
		H29.12.19 事調第 849 号改正																																																																																													
		H30.12.21 事調第 889 号改正																																																																																													
		R02.12.23 事調第 1210 号改正																																																																																													
1-2-5	施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行の運用について	H25.04.08 事調第 61 号通知																																																																																													
		H29.12.19 事調第 850 号改正																																																																																													
		R02.12.23 事調第 1211 号改正																																																																																													
		R02.12.23 事調第 1211 号改正																																																																																													
1-2-6	面工事の積算方法等に関する試行について	H26.01.10 事調第 863 号通知																																																																																													
1-2-7	工事における週休 2 日の取得に要する _____ 試行について	H30.10.12 事調第 676 号通知																																																																																													
		R02.04.13 事調第 95 号改正																																																																																													
		R02.11.25 事調第 1088 号改正																																																																																													
		R03.10.12 事調第 613 号改正																																																																																													
1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について	R01.10.11 事調第 800 号通知																																																																																													
1-2-8	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について	R02.07.17 事調第 566 号通知																																																																																													
1-2-9	快適トイレの導入に関する試行について	R03.10.12 事調第 611 号通知																																																																																													
※ 関連通知文・様式等については、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考とすること。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/index.html			※ 関連通知文・様式等については、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考とすること。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/sekkei-hp/sek-top.htm			字句の改正																																																																																									

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>別添－１ 工事標識および起終点杭・竣功杭の設置方法 【省略】</p>	<p>別添－１ 工事標識および起終点杭・竣功杭の設置方法 【省略】</p>	

改 正		現 行		備 考																																																																																																																																																																							
<p>別添-2 請負工事社内検査実施結果一覧表</p> <p style="text-align: center;">請負工事社内検査実施結果報告書 (第 回)</p> <p style="text-align: center;">受注者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">工事番号 工事名</p> <p style="text-align: center;">上記建設工事の社内検査を実施したので、その結果を報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>検査日</th> <th>検査員 職・氏名</th> <th>工 種</th> <th>検査箇所</th> <th>検査方法</th> <th>検査内容</th> <th>検査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	検査日	検査員 職・氏名	工 種	検査箇所	検査方法	検査内容	検査結果																																																																<p>別添-2 請負工事社内検査実施結果一覧表</p> <p style="text-align: center;">請負工事社内検査実施結果一覧表</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 氏名</p> <p>工事番号 工事名</p> <p>上記農業土木工事の社内検査を実施したので、その結果を報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>検査月日</th> <th>検査員 職・氏名</th> <th>工 種</th> <th>設計 数量</th> <th>検査 数量</th> <th>検査 箇所</th> <th>検査 方法</th> <th>検査 内容</th> <th>検査 結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	検査月日	検査員 職・氏名	工 種	設計 数量	検査 数量	検査 箇所	検査 方法	検査 内容	検査 結果																																																																																											<p>様式の改正</p>
検査日	検査員 職・氏名	工 種	検査箇所	検査方法	検査内容	検査結果																																																																																																																																																																					
検査月日	検査員 職・氏名	工 種	設計 数量	検査 数量	検査 箇所	検査 方法	検査 内容	検査 結果																																																																																																																																																																			

新 旧 対 照 表

改 正		現 行		備 考																
別添-3 打合簿 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> (工事監督員) 総括監督員 主任監督員 監 督 員 (受注者) 工事名		別添-3 打合簿 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> (工事監督員) 総括監督員 主任監督員 監 督 員 (受注者) 工事名		字句の追加																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">発議者</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/>発注者 <input type="checkbox"/>受注者</td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td><input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>その他()</td> </tr> <tr> <td>件 名</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>		発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者		発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()	件 名	内 容			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">発議者</td> <td style="width: 20%;"><input type="checkbox"/>発注者 <input type="checkbox"/>受注者</td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td><input type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>指示 <input type="checkbox"/>提出 <input type="checkbox"/>報告 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>その他()</td> </tr> <tr> <td>件 名</td> <td>内 容</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 40px;"></td> </tr> </table>		発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()	件 名	内 容		
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者																			
発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()																			
件 名	内 容																			
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者																			
発議事項	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> その他()																			
件 名	内 容																			
発注者 受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提示 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日	発注者 受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 提示 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日																	
	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日		上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()します <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日： 年 月 日 【回答】 【中間】処理・回答日： 年 月 日 【最終】処理・回答日： 年 月 日																	
備考 打合せ毎に別業とする。 <u>※情報共有システムを使用しない場合は、適宜決裁欄を作成すること。</u> 【省略】		備考 打合せ毎に別業とする。 <hr style="border: 0.5px solid red;"/> 【省略】																		

新 旧 对 照 表

2 材 料

改 正	現 行	備 考																																						
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第5節 骨 材 2-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-5-7 凍上抑制層用材料及びしゃ断層用材料 1 凍上抑制層用材料 (1) 凍上抑制層用材料は、次に示す品質規格に合格するもので、火山灰、砂、80 mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。 【省略】 (4) 80 mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について、75 μmふるいを通過するものが、4.75 mmふるいを通過するものに対し、切込砂利で9%以下、破砕面が30%以上の切込砂利で12%以下、切込碎石及びコンクリート再生骨材で15%以下でなければならない。なお、コンクリート再生骨材及び鉄鋼スラグは、凍上試験に合格するもので、<u>工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1 mm/h以下でなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">表2-5-7 凍上抑制層用粗粒材料の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び名</th> <th colspan="4">ふるい通過質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>90mm</th> <th>53mm</th> <th>37.5mm</th> <th>4.75mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80mm</td> <td>100</td> <td>70~100</td> <td>—</td> <td>20~65</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>70~100</td> <td>20~65</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 破砕面が30%以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75 mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。 (注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009)、道路土工、排水工指針の資料-10 土の凍上試験方法 (開発局法)、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112) による。 <u>(注3) 製造施設ごとにおける試験による品質確認の頻度について、コンクリート再生骨材は年1回以上、鉄鋼スラグは年2回以上とし、品質に変動が見られる場合は確認回数を増やすなど考慮すること。</u></p> <p>【省略】</p>	呼び名	ふるい通過質量百分率 (%)				90mm	53mm	37.5mm	4.75mm	80mm	100	70~100	—	20~65	40mm	—	100	70~100	20~65	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第5節 骨 材 2-5-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-5-7 凍上抑制層用材料及びしゃ断層用材料 1 凍上抑制層用材料 (1) 凍上抑制層用材料は、次に示す品質規格に合格するもので、火山灰、砂、80 mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料で、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。 【省略】 (4) 80 mm級以下の切込砂利及びコンクリート再生骨材等の粗粒材料は、全量について、75 μmふるいを通過するものが、4.75 mmふるいを通過するものに対し、切込砂利で9%以下、破砕面が30%以上の切込砂利で12%以下、切込碎石及びコンクリート再生骨材で15%以下でなければならない。なお、コンクリート再生骨材 _____ は、凍上試験に合格したものでなければならない。<u>粒度は表2-5-7に示す範囲に入れなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">表2-5-7 凍上抑制層用粗粒材料の粒度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び名</th> <th colspan="4">ふるい通過質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>90mm</th> <th>53mm</th> <th>37.5mm</th> <th>4.75mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80mm</td> <td>100</td> <td>70~100</td> <td>—</td> <td>20~65</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>70~100</td> <td>20~65</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 破砕面が30%以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75 mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。 (注2) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009)、道路土工、排水工指針の資料-10 土の凍上試験方法 (開発局法)、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112) による。</p> <p>_____</p> <p>【省略】</p>	呼び名	ふるい通過質量百分率 (%)				90mm	53mm	37.5mm	4.75mm	80mm	100	70~100	—	20~65	40mm	—	100	70~100	20~65	<p>字句の追加及び改正 字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
呼び名		ふるい通過質量百分率 (%)																																						
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm																																				
80mm	100	70~100	—	20~65																																				
40mm	—	100	70~100	20~65																																				
呼び名	ふるい通過質量百分率 (%)																																							
	90mm	53mm	37.5mm	4.75mm																																				
80mm	100	70~100	—	20~65																																				
40mm	—	100	70~100	20~65																																				

改 正		現 行						備 考																																																																																																														
<p>2-5-8 路盤用材料</p> <p>1 路盤材料は、表2-5-8-1に示す品質規格に合格するもので、碎石、玉砕、砂利、コンクリート再生骨材及びその他工事監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。</p> <p>2 コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。</p> <p>また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。</p> <p>3 路盤材料は、細長いあるいは、うすっぺらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。</p>		<p>2-5-8 路盤用材料</p> <p>1 路盤材料は、表2-5-8-1に示す品質規格に合格するもので、碎石、玉砕、砂利、コンクリート再生骨材及びその他工事監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。</p> <p>2 コンクリート再生骨材は、凍上試験に合格するもので、工事監督員の承諾を得たものを使用しなければならない。</p> <p>また、地盤工学会基準の凍上試験により判定する場合は、凍上速度が0.1mm/h以下でなければならない。</p> <p>3 路盤材料は、細長いあるいは、うすっぺらな石片、ごみ、どろ、有機物などを有害量含んではならない。</p>																																																																																																																				
<p>表2-5-8-1 路盤材料の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格項目</th> <th rowspan="2">試験方法</th> <th colspan="2">アスファルト舗装用</th> <th colspan="2">コンクリート舗装用</th> </tr> <tr> <th>下層路盤及び歩道路盤</th> <th>上層路盤(As安定処理)</th> <th>下層路盤</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修正CBR</td> <td>舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> <td>20%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>すりへり減量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>45%以下</td> <td>40%以下</td> <td>45%以下</td> <td>45%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性試験 損失量</td> <td>コンクリート再生骨材以外の骨材</td> <td>JIS A 1122</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>コンクリート再生骨材</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">75μmふるい 通過量</td> <td>切込砂利</td> <td>5mm以下について</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> <td>9%以下</td> </tr> <tr> <td>破砕面が30%以上の切込砂利</td> <td>5mm以下について</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> <td>12%以下</td> </tr> <tr> <td>切込碎石及びコンクリート再生骨材</td> <td>5mm以下について</td> <td>15%以下</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> </tr> <tr> <td>表乾比重</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		規格項目	試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用		下層路盤及び歩道路盤	上層路盤(As安定処理)	下層路盤	上層路盤	修正CBR	舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	—	20%以上	80%以上	すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下	安定性試験 損失量	コンクリート再生骨材以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	20%以下	コンクリート再生骨材	—	—	—	—	75μmふるい 通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	—	9%以下	破砕面が30%以上の切込砂利	5mm以下について	12%以下	—	12%以下	切込碎石及びコンクリート再生骨材	5mm以下について	15%以下	—	15%以下	表乾比重	—	—	2.45以上	—	—	<p>表2-5-8-1 路盤材料の品質規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格項目</th> <th rowspan="2">試験方法</th> <th colspan="2">アスファルト舗装用</th> <th colspan="2">コンクリート舗装用</th> </tr> <tr> <th>下層路盤及び歩道路盤</th> <th>上層路盤(As安定処理)</th> <th>下層路盤</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修正CBR</td> <td>舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)</td> <td>30%以上</td> <td>—</td> <td>20%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>すりへり減量</td> <td>JIS A 1121</td> <td>45%以下</td> <td>40%以下</td> <td>45%以下</td> <td>45%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安定性試験 損失量</td> <td>コンクリート再生骨材以外の骨材</td> <td>JIS A 1122</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>コンクリート再生骨材</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">75μmふるい 通過量</td> <td>切込砂利</td> <td>5mm以下について</td> <td>9%以下</td> <td>—</td> <td>9%以下</td> </tr> <tr> <td>破砕面が30%以上の切込砂利</td> <td>5mm以下について</td> <td>12%以下</td> <td>—</td> <td>12%以下</td> </tr> <tr> <td>切込碎石及びコンクリート再生骨材</td> <td>5mm以下について</td> <td>15%以下</td> <td>—</td> <td>15%以下</td> </tr> <tr> <td>表乾比重</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						規格項目	試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用		下層路盤及び歩道路盤	上層路盤(As安定処理)	下層路盤	上層路盤	修正CBR	舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	—	20%以上	80%以上	すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下	安定性試験 損失量	コンクリート再生骨材以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	20%以下	コンクリート再生骨材	—	—	—	—	75μmふるい 通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	—	9%以下	破砕面が30%以上の切込砂利	5mm以下について	12%以下	—	12%以下	切込碎石及びコンクリート再生骨材	5mm以下について	15%以下	—	15%以下	表乾比重	—	—	2.45以上	—	—	
規格項目	試験方法			アスファルト舗装用		コンクリート舗装用																																																																																																																
		下層路盤及び歩道路盤	上層路盤(As安定処理)	下層路盤	上層路盤																																																																																																																	
修正CBR	舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	—	20%以上	80%以上																																																																																																																	
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下																																																																																																																	
安定性試験 損失量	コンクリート再生骨材以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	20%以下																																																																																																																	
	コンクリート再生骨材	—	—	—	—																																																																																																																	
75μmふるい 通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	—	9%以下																																																																																																																	
	破砕面が30%以上の切込砂利	5mm以下について	12%以下	—	12%以下																																																																																																																	
	切込碎石及びコンクリート再生骨材	5mm以下について	15%以下	—	15%以下																																																																																																																	
表乾比重	—	—	2.45以上	—	—																																																																																																																	
規格項目	試験方法	アスファルト舗装用		コンクリート舗装用																																																																																																																		
		下層路盤及び歩道路盤	上層路盤(As安定処理)	下層路盤	上層路盤																																																																																																																	
修正CBR	舗装調査・試験法便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	—	20%以上	80%以上																																																																																																																	
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	40%以下	45%以下	45%以下																																																																																																																	
安定性試験 損失量	コンクリート再生骨材以外の骨材	JIS A 1122	20%以下	20%以下	20%以下																																																																																																																	
	コンクリート再生骨材	—	—	—	—																																																																																																																	
75μmふるい 通過量	切込砂利	5mm以下について	9%以下	—	9%以下																																																																																																																	
	破砕面が30%以上の切込砂利	5mm以下について	12%以下	—	12%以下																																																																																																																	
	切込碎石及びコンクリート再生骨材	5mm以下について	15%以下	—	15%以下																																																																																																																	
表乾比重	—	—	2.45以上	—	—																																																																																																																	
<p>(注1) すりへり減量試験において、碎石類の試験方法は JIS A 5001 により、砂利類は JIS A 1121 の粒度区分 A による。</p> <p>(注2) 破砕面が 30%以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。</p> <p>(注3) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009) 道路土工一排水工指針の資料-10 土の凍上試験方法 (開発局法)、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112) による。</p> <p>(注4) コンクリート舗装用の上層路盤材料は、修正CBR80%以上のものを用いることとする。ただし、試験路盤により支持力が確認された場合、修正CBR40%以上のものも用いることができる。</p> <p>(注5) <u>製造施設ごとにおける試験による品質確認の頻度について、コンクリート再生骨材は年1回以上、鉄鋼スラグは年2回以上とし、品質に変動が見られる場合は確認回数を増やすなど考慮すること。</u></p>		<p>(注1) すりへり減量試験において、碎石類の試験方法は JIS A 5001 により、砂利類は JIS A 1121 の粒度区分 A による。</p> <p>(注2) 破砕面が 30%以上の切込砂利とは、玉石または砂利、切込砂利等を砕いたもので、4.75mmふるいに止まるもののうちの質量で、30%以上が少なくとも一つの破砕面をもつものである。</p> <p>(注3) 凍上試験は、地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法 (JGS0172-2009) 、道路土工一排水工指針の資料-10 土の凍上試験方法 (開発局法)、または東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法 (JHS112) による。</p> <p>(注4) コンクリート舗装用の上層路盤材料は、修正CBR80%以上のものを用いることとする。ただし、試験路盤により支持力が確認された場合、修正CBR40%以上のものも用いることができる。</p>																																																																																																																				
【省略】		【省略】						字句の追加																																																																																																														

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第6節 木 材</p> <p>2-6-1 一般事項</p> <p>1 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。 【省略】</p> <p>6 道産資材（木材・木製品）一覧表は、各（総合）振興局の閲覧場所並びに北海道水産林務部林業木材課のホームページに公表されているので参考にすること。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/02_riyousuisin/208754.html</p> <p>7 木材・木製品を使用した場合は、使用実績について「木材及び木材加工資材等の使用状況報告書」（様式1）を作成し、工事完成通知書に添えて提出すること。 「木材及び木材加工資材の使用状況報告書」（様式1）に関する様式は、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考にすること。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/sekkeisekou/koujisyorui genryouka.html なお、（様式1）で記入する「木材使用工種（用途）」の欄については、次の「付表」から選択するものとする。 【省略】</p> <p>第8節 セメント及び混和材料</p> <p>2-8-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>2-8-4 コンクリート用水</p> <p>コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道、またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）<u>付</u>属書J C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合したものでなければならない。 また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。 【省略】</p>	<p>第6節 木 材</p> <p>2-6-1 一般事項</p> <p>1 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。 【省略】</p> <p>6 道産資材（木材・木製品）一覧表は、各（総合）振興局の閲覧場所並びに北海道水産林務部林業木材課のホームページに公表されているので参考にすること。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/02_riyousuisin/t-dobokushizai.htm</p> <p>7 木材・木製品を使用した場合は、使用実績について「木材及び木材加工資材等の使用状況報告書」（様式1）を作成し、工事完成通知書に添えて提出すること。 「木材及び木材加工資材の使用状況報告書」（様式1）に関する様式は、北海道農政部事業調整課のホームページに公表されているので参考にすること。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/nn-koji/sekkei-hp/sek-top.htm なお、（様式1）で記入する「木材使用工種（用途）」の欄については、次の「付表」から選択するものとする。 【省略】</p> <p>第8節 セメント及び混和材料</p> <p>2-8-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>2-8-4 コンクリート用水</p> <p>コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道、またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）<u>付</u>属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合したものでなければならない。 また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。 【省略】</p>	<p>文字の改正</p> <p>文字の改正</p> <p>字句の追加及び改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第9節 セメントコンクリート製品</p> <p>2-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-9-5 コンクリートブロック（工場製品）</p> <p>1 品質 【省略】</p> <p>4 検査 (1) 検査項目 【省略】</p> <p>(6) 圧縮強度の検査 圧縮強度の検査は、次による。 ① JIS A 1107 <u>(コンクリートからのコア採取方法及び圧縮強度試験方法)</u> によって行う場合 1ロットにつきランダムに2個のブロックを抽出し、これから切り取ったコアの平均測定値が、式(a)を満足すれば、そのロットを合格とする。 【省略】</p> <p>② JIS A 1108 <u>(コンクリートの圧縮強度試験方法)</u> によって行う場合（JIS A 1107により 難しい場合で、ブロックに用いたコンクリートから作製した供試体によるとき）1ロットにつ きランダムな2バッチからランダムに2本以上の供試体を作製して試験を行い、1の(2) に規定された下限規格値を保証する相関値の平均が式(b)を満足すれば、そのロットを合 格とする。 【省略】</p> <p>第10節 瀝青材料</p> <p>2-10-1 一般瀝青材料 【省略】</p> <p>2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正政令第276号）に規定されてい る特定化学物質を含まないものとし、表2-10-3-1～表2-10-3-3の規定に適合している ものとする。 【省略】</p>	<p>第9節 セメントコンクリート製品</p> <p>2-9-1 一般事項 【省略】</p> <p>2-9-5 コンクリートブロック（工場製品）</p> <p>1 品質 【省略】</p> <p>4 検査 (1) 検査項目 【省略】</p> <p>(6) 圧縮強度の検査 圧縮強度の検査は、次による。 ① JIS A 1107 _____ によって行う場合 1ロットにつきランダムに2個のブロックを抽出し、これから切り取ったコアの平均測定値が、式(a)を満足すれば、そのロットを合格とする。 【省略】</p> <p>② JIS A 1108 _____ によって行う場合（JIS A 1107により 難しい場合で、ブロックに用いたコンクリートから作製した供試体によるとき）1ロットにつ きランダムな2バッチからランダムに2本以上の供試体を作製して試験を行い、1の (2)に規定された下限規格値を保証する相関値の平均が式(b)を満足すれば、そのロッ トを合格とする。 【省略】</p> <p>第10節 瀝青材料</p> <p>2-10-1 一般瀝青材料 【省略】</p> <p>2-10-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正政令第51号）に規定されてい る特定化学物質を含まないものとし、表2-10-3-1、<u>2、3</u>の規定に適合しているものとする。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の改正 ”</p>

改 正	現 行	備 考																																														
<p>第 11 節 生芝及びそだ等</p> <p>2-11-1 生芝 【省略】</p> <p>2-11-3 種子帯 種子帯は、15 cmを標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は表2-11-3によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p>表2-11-3 種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量</p> <table border="1" data-bbox="161 416 958 722"> <thead> <tr> <th>帯幅</th> <th>種子粒数</th> <th>肥料成分量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー その他のフェスク類</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>2,500粒以上/m</td> <td>1.2g以上/m</td> <td>・肥料は高度化成肥料とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-11-4 植生マット・植生シート・人工張芝 植生マット・植生シート・人工張芝はネット（化学繊維・植生繊維）、わらなどで製作した幅 50 cm以上で地盤によくなじむものでなければならない。植生マットは、種子や肥料を付けたシート・不織布にネット（化学繊維・植生繊維）を被せ、肥料袋・基材袋を装着したものとす。植生シート・人工張芝は種子や肥料を装着したシート・不織布にネット（化学繊維・植生繊維）、わらを被せたものとする。</p> <p>植生マット・植生シート・人工張芝に使用する種子、肥料の標準使用量は表2-11-4によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p>表2-11-4 植生マットに使用する種子、肥料の標準使用量</p> <table border="1" data-bbox="161 1066 1016 1366"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種子粒数</th> <th>肥料成分量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植生マット</td> <td rowspan="2">10,000粒以上/m²</td> <td>30g以上/m²</td> <td>・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー その他のフェスク類</td> </tr> <tr> <td>植生シート 人工張芝</td> <td>12g以上/m²</td> <td>・肥料は高度化成肥料とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ワラ付人工張芝については、ワラ目付量1 m²当り 280 g以上とする。</p>	帯幅	種子粒数	肥料成分量	摘 要	—	—	—	・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー その他のフェスク類	15cm	2,500粒以上/m	1.2g以上/m	・肥料は高度化成肥料とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。	種別	種子粒数	肥料成分量	摘 要	植生マット	10,000粒以上/m ²	30g以上/m ²	・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー その他のフェスク類	植生シート 人工張芝	12g以上/m ²	・肥料は高度化成肥料とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。	<p>第 11 節 生芝及びそだ等</p> <p>2-11-1 生芝 【省略】</p> <p>2-11-3 種子帯 種子帯は、10 cm及び15 cmを標準とする。種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量は表2-11-3によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p>表2-11-3 種子帯に使用する種子、肥料の標準使用量</p> <table border="1" data-bbox="1097 416 1904 722"> <thead> <tr> <th>帯幅</th> <th>種子粒数</th> <th>肥料量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>2,100粒以上/m</td> <td>3g以上/m</td> <td>・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー</td> </tr> <tr> <td>15cm</td> <td>2,500粒以上/m</td> <td>4g以上/m</td> <td>・肥料は高度化成肥料とする。 _____ _____ _____ (成分N・P・K合計が30%程度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-11-4 植生マット _____ 植生マット _____ は布、わらなどで製作した幅 50 cm以上で地盤によくなじむものでなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ 植生マット _____ に使用する種子、肥料の標準使用量は表2-11-4によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p>表2-11-4 植生マットに使用する種子、肥料の標準使用量</p> <table border="1" data-bbox="1097 1066 1948 1366"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>種子粒数</th> <th>肥料量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td rowspan="2">15,000粒以上/m²</td> <td>40g以上/m²</td> <td>・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>・肥料は高度化成肥料とする。 _____ _____ _____ (成分N・P・K合計が30%程度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ワラ付人工張芝については、ワラ目付量1 m²当り 300 g以上とする。</p>	帯幅	種子粒数	肥料量	摘 要	10cm	2,100粒以上/m	3g以上/m	・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー	15cm	2,500粒以上/m	4g以上/m	・肥料は高度化成肥料とする。 _____ _____ _____ (成分N・P・K合計が30%程度)	種別	種子粒数	肥料量	摘 要	_____	15,000粒以上/m ²	40g以上/m ²	・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー	_____	_____	・肥料は高度化成肥料とする。 _____ _____ _____ (成分N・P・K合計が30%程度)	<p>字句の改正</p> <p>表内、字句の削除・追加及び改正</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加及び改正</p> <p>字句の追加</p> <p>表内、字句の削除・追加及び改正</p>
帯幅	種子粒数	肥料成分量	摘 要																																													
—	—	—	・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー その他のフェスク類																																													
15cm	2,500粒以上/m	1.2g以上/m	・肥料は高度化成肥料とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。																																													
種別	種子粒数	肥料成分量	摘 要																																													
植生マット	10,000粒以上/m ²	30g以上/m ²	・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー その他のフェスク類																																													
植生シート 人工張芝		12g以上/m ²	・肥料は高度化成肥料とする。肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。																																													
帯幅	種子粒数	肥料量	摘 要																																													
10cm	2,100粒以上/m	3g以上/m	・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー																																													
15cm	2,500粒以上/m	4g以上/m	・肥料は高度化成肥料とする。 _____ _____ _____ (成分N・P・K合計が30%程度)																																													
種別	種子粒数	肥料量	摘 要																																													
_____	15,000粒以上/m ²	40g以上/m ²	・主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー																																													
_____		_____	・肥料は高度化成肥料とする。 _____ _____ _____ (成分N・P・K合計が30%程度)																																													

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																				
<p>2-11-5 植生土のう</p> <p>土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも1年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は、表2-11-5によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-11-5 1袋当たり使用量</p> <table border="1" data-bbox="159 314 954 612"> <thead> <tr> <th>種子粒数</th> <th>肥料量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片面当たり 3,000粒以上</td> <td>1袋当たり 6g以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー <u>その他のフェスク類</u> 肥料は高度化成肥料とする。<u>肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>2-11-10 植生基材吹付工（有機質系）</p> <p>1 植生基材吹付工（有機質系）の種子、肥料などの配合は、法面の土壌、土質によって、表2-11-10-1～表2-11-10-3の標準配合範囲において配合し、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 育成基盤材（ブレンド品）については、バーク堆肥、ピートモス及びパーライトの混合物とする。なお、各材料の品質基準値は表2-11-10-4～表2-11-10-6による。</p> <p style="text-align: center;">表2-11-10-4 バーク堆肥の基準値</p> <table border="1" data-bbox="159 954 1005 1189"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td>%</td> <td>※ 70 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全窒素 (N)</td> <td>%</td> <td>※ 1.0 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炭素率 (C/N比)</td> <td>—</td> <td>40 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量 (CEC)</td> <td>me/ℓ</td> <td>※ 70 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td>4.5～8.0</td> <td>H₂O法による</td> </tr> <tr> <td>水分</td> <td>%</td> <td>60±6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p> <p style="text-align: center;">表2-11-10-5 ピートモスの基準値</p> <table border="1" data-bbox="159 1254 1005 1390"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td>%</td> <td>※ 70 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量 (CEC)</td> <td>me/ℓ</td> <td>※ 100 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td>3.5～7.0</td> <td>H₂O法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p> <p>【省略】</p>	種子粒数	肥料量	摘要	片面当たり 3,000 粒以上	1袋当たり 6g 以上	<ul style="list-style-type: none"> 主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー <u>その他のフェスク類</u> 肥料は高度化成肥料とする。<u>肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</u> 	項目	単位	基準値	摘要	有機物含有量	%	※ 70 以上		全窒素 (N)	%	※ 1.0 以上		炭素率 (C/N比)	—	40 以下		塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※ 70 以上		pH	—	4.5～8.0	H ₂ O法による	水分	%	60±6		項目	単位	基準値	摘要	有機物含有量	%	※ 70 以上		塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※ 100 以上		pH	—	3.5～7.0	H ₂ O法による	<p>2-11-5 植生土のう</p> <p>土のう袋として植物の発芽生育に支障のない編目のものとし、少なくとも1年間は破損しない材質のものを用いる。種子、肥料の標準使用量は、表2-11-5によるものとし、内容証明書を提出したのち使用すること。</p> <p style="text-align: center;">表2-11-5 1袋当たり使用量</p> <table border="1" data-bbox="1097 314 1888 612"> <thead> <tr> <th>種子粒数</th> <th>肥料量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片面当たり 3,600粒以上</td> <td>28g以上</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー 肥料は高度化成肥料とする。 _____ _____ _____ <u>(成分N・P・K合計が30%程度)</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>2-11-10 植生基材吹付工（有機質系）</p> <p>1 植生基材吹付工（有機質系）の種子、肥料などの配合は、法面の土壌、土質によって、表2-11-10-1～表2-11-10-3の標準配合範囲において配合し、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>4 育成基盤材（ブレンド品）については、バーク堆肥、ピートモス及びパーライトの混合物とする。なお、各材料の品質基準値は表2-11-10-4～表2-11-10-6による。</p> <p style="text-align: center;">表2-11-10-4 バーク堆肥の基準値</p> <table border="1" data-bbox="1097 954 1942 1189"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td>%</td> <td>※ 70 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全窒素 (N)</td> <td>%</td> <td>※ 1.0 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>炭素率 (C/N比)</td> <td>—</td> <td>40 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量 (CEC)</td> <td>me/ℓ</td> <td>※ 70 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td>4.5～8.0</td> <td>H₂O法による</td> </tr> <tr> <td>水分</td> <td>%</td> <td>60±6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p> <p style="text-align: center;">表2-11-10-5 ピートモスの基準値</p> <table border="1" data-bbox="1097 1254 1942 1390"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機物含有量</td> <td>%</td> <td>※ 70 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩基置換容量 (CEC)</td> <td>me/ℓ</td> <td>※ 130 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>—</td> <td>3.5～7.0</td> <td>H₂O法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>※成分は乾物当たり。</p> <p>【省略】</p>	種子粒数	肥料量	摘要	片面当たり 3,600 粒以上	28g 以上	<ul style="list-style-type: none"> 主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー 肥料は高度化成肥料とする。 _____ _____ _____ <u>(成分N・P・K合計が30%程度)</u> 	項目	単位	基準値	摘要	有機物含有量	%	※ 70 以上		全窒素 (N)	%	※ 1.0 以上		炭素率 (C/N比)	—	40 以下		塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※ 70 以上		pH	—	4.5～8.0	H ₂ O法による	水分	%	60±6		項目	単位	基準値	摘要	有機物含有量	%	※ 70 以上		塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※ 130 以上		pH	—	3.5～7.0	H ₂ O法による	<p>表内、字句の削除・追加及び改正</p> <p>表内、数値の改正</p>
種子粒数	肥料量	摘要																																																																																																				
片面当たり 3,000 粒以上	1袋当たり 6g 以上	<ul style="list-style-type: none"> 主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー <u>その他のフェスク類</u> 肥料は高度化成肥料とする。<u>肥料成分量は、肥料に含まれる成分「窒素」・「リン酸」・「カリウム」の合計量とする。</u> 																																																																																																				
項目	単位	基準値	摘要																																																																																																			
有機物含有量	%	※ 70 以上																																																																																																				
全窒素 (N)	%	※ 1.0 以上																																																																																																				
炭素率 (C/N比)	—	40 以下																																																																																																				
塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※ 70 以上																																																																																																				
pH	—	4.5～8.0	H ₂ O法による																																																																																																			
水分	%	60±6																																																																																																				
項目	単位	基準値	摘要																																																																																																			
有機物含有量	%	※ 70 以上																																																																																																				
塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※ 100 以上																																																																																																				
pH	—	3.5～7.0	H ₂ O法による																																																																																																			
種子粒数	肥料量	摘要																																																																																																				
片面当たり 3,600 粒以上	28g 以上	<ul style="list-style-type: none"> 主体草種は下記のうち3種類以上とする。 トールフェスク クリーピングレッドフェスク ケンタッキーブルーグラス レッドトップ ホワイトクローバー 肥料は高度化成肥料とする。 _____ _____ _____ <u>(成分N・P・K合計が30%程度)</u> 																																																																																																				
項目	単位	基準値	摘要																																																																																																			
有機物含有量	%	※ 70 以上																																																																																																				
全窒素 (N)	%	※ 1.0 以上																																																																																																				
炭素率 (C/N比)	—	40 以下																																																																																																				
塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※ 70 以上																																																																																																				
pH	—	4.5～8.0	H ₂ O法による																																																																																																			
水分	%	60±6																																																																																																				
項目	単位	基準値	摘要																																																																																																			
有機物含有量	%	※ 70 以上																																																																																																				
塩基置換容量 (CEC)	me/ℓ	※ 130 以上																																																																																																				
pH	—	3.5～7.0	H ₂ O法による																																																																																																			

新 旧 对 照 表

3 一般施工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第 6 号） (令和 5 年 3 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(26) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和 6 年 3 月)</p> <p>(27) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>(28) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 <u>[令和 4 年度改訂版]</u> (令和 5 年 2 月)</p> <p>【省略】</p> <p>40) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和 5 年 4 月)</p> <p>第3節 共通的工種 3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-7 植生工 1 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘土スラリー状の材料を厚さ 1 cm 未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ 1～3 cm に吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ 3～10cm に吹付けるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 3-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編） (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(13) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第 62 号） (令和 3 年 10 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(26) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成 22 年 6 月)</p> <p>(27) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)</p> <p>(28) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 _____ (平成 9 年 12 月)</p> <p>【省略】</p> <p>40) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和 4 年 10 月)</p> <p>第3節 共通的工種 3-3-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-3-7 植生工 1 種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘土スラリー状の材料を厚さ 1 cm 未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ 1～3 cm に吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ 3～10cm に吹付けるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加及び改正</p> <p>字句の改正</p>

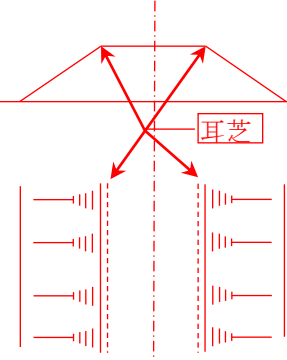
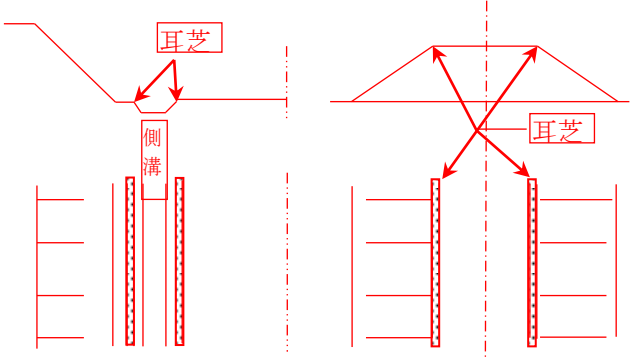
改 正	現 行	備 考
<p>6 受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を必要に応じて施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に幅 10～15 cm程度の芝を立てて入れたものとする。</p>  <p>図3-3-7-1 耳芝</p> <p>【省略】</p> <p>16 受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p><u>(1) 受注者は、植生シート・マット工を施工する前に、法面の土質・土壌試験を行い、その結果を工事監督員に提出した後、着手するものとする。</u></p> <p><u>(2) 施工時期について、工事監督員に報告または協議するものとする。</u></p> <p>(3) 受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、シート、マットの自重によってシート、マットに破損が生じないように、ネットを取付けなければならない。</p> <p><u>(5) 受注者は、シート・マット類の法面への固定に際して各資材に適応した固定具（アンカーピン・止め釘など）を用いるものとする。ただし、標準の固定具で確実な固定が図れない可能性がある場合、固定具の変更を工事監督員と協議すること。</u></p> <p><u>(6) 植生シート・マット工の施工後、工事完成引渡しまでに発芽不良または枯死した場合は、受注者はその原因を調査し、工事監督員に報告しなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>6 受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を必要に応じて施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に幅 10～15 cm程度の芝を立てて入れたものとする。</p>  <p>図3-3-7-1 耳芝</p> <p>【省略】</p> <p>16 受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <hr/> <hr/> <p>(1) 受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、シート、マットの自重によってシート、マットに破損が生じないように、ネットを取付けなければならない。</p> <hr/> <hr/> <p>【省略】</p>	<p>図の改正</p> <p>番号、字句の追加</p> <p>番号、字句の追加 番号の改正</p> <p>//</p> <p>番号、字句の追加</p> <p>番号、字句の追加</p>

表 3-3-7 植生工法適応条件表 (1/2)

別紙-1

植生工法 条件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3cm
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JCS 0051-2020) の分類名称【中分類記号】 または【小分類記号】による	細粒分まじり礫 (GF) 砂(細粒分 5~15%の S-F・S-FG) 注1 礫質砂(細粒分 5~15%の SG-F) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	細粒分まじり礫 (GF)	細粒分まじり礫 (GF)	礫(中礫(粒径 19mm)以下かつ 細粒分 5~15%の G-F・G-FS) 砂礫(細粒分 5~15%の GS-F) 細粒分まじり礫 (GF) 砂(細粒分 5~15%の S-F・S-FG) 礫質砂(細粒分 5~15%の SG-F) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)
表面礫含有量 注2	0%~80%	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土 壤 硬 度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾 配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法面垂直高	—	30m以下	30m以下	80m以下
有機含有量	—	3%以上	3%未満	—
土 壤 酸 度 (pH)	4.0~6.5 (kcl)	4.0~6.5 (kcl)	4.0~6.5 (kcl)	4.0~6.5 (kcl)
少酸吸収力 mg/土砂 100g 中	4.5~7.0 (H ₂ O)	4.5~7.0 (H ₂ O)	4.5~7.0 (H ₂ O)	4.5~7.0 (H ₂ O)
吹付用ホース延長 注5・6	1,700 以下	1,700 以下	1,700 以下	—
施 工 適 期 注7	—	0~200m	0~120m	0~80m

- 1) 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。
- 2) 表面礫含有量の礫とは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細礫、中礫、粗礫)をいう。
- 3) 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
- 4) 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
- 5) 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
- 6) 各種工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
- 7) 施工適期を求めるには近隣地区の気象データ(平年値)と現地の外気温を比較、考慮し、行うこと。
- 8) 植生製品を使用する場合は、表3-3-8「植生製品適応条件表」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。

表 3-3-7 植生工法適応条件表 (1/2)

植生工法 条件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3cm
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JCS 0051-2020) の中分類 名称【中分類記号】または 【小分類記号】による	細粒分まじり礫 (GF) 砂(細粒分 5~15%の S-F・S-FG) 注1 礫質砂(細粒分 5~15%の SG-F) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	細粒分まじり礫 (GF)	礫(中礫(粒径 19mm)以下かつ 細粒分 5~15%の G-F・G-FS) 砂礫(細粒分 5~15%の GS-F) 細粒分まじり礫 (GF) 砂(細粒分 5~15%の S-F・S-FG) 礫質砂(細粒分 5~15%の SG-F) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)
表面礫含有量 注2	0%~80%	0%~20%	0%~30%	0%~30%
土 壤 硬 度	10mm~27mm未満	10mm~23mm未満	10mm~23mm未満	10mm~27mm未満
勾 配	1.0割以上	1.2割以上	1.0割以上	1.0割以上
法面垂直高	—	30m以下	30m以下	80m以下
有機含有量	—	3%以上	3%未満	—
土 壤 酸 度 (PH)	4.0~6.5 (kcl)	4.0~6.5 (kcl)	4.0~6.5 (kcl)	4.0~6.5 (kcl)
少酸吸収力 mg/土砂 100g 中	4.5~7.0 (H ₂ O)	4.5~7.0 (H ₂ O)	4.5~7.0 (H ₂ O)	4.5~7.0 (H ₂ O)
吹付用ホース延長 注5・6	1,700 以下	1,700 以下	1,700 以下	—
施 工 適 期 注7	—	0~200m	0~120m	0~80m

- 1) 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土(シルト、粘土)の量をいう。
- 2) 表面礫含有量の礫とは、2mm以上75mm以下の粗粒土(細礫、中礫、粗礫)をいう。
- 3) 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
- 4) 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
- 5) 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。
- 6) 各種工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
- 7) 施工適期を求めるには近隣地区の気象データ(平年値)と現地の外気温を比較、考慮し、行うこと。
- 8) 人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。
- 9) 人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後から日平均気温5℃以上が6.0日間確保されると予想される時期までとする。

備考
表内、字句の追加、
削除及び改正

表 3-3-7 植生工法適応条件表 (2/2)

別紙-1

植生工法	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
条件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
適用土質	礫 (G) 砂礫 (GS) 細粒分まじり礫 (GF) 砂 (S) 礫質砂 (SG) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	軟岩 (I) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5 cm未満 礫最大粒径 75 mm (5%未満) 礫 (G)	軟岩 (I・II) 亀裂面風化 クラック間隔 5 cm~15 cm未満	軟岩 (II)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔 15 cm~50 cm未満
表面礫含有量 ^{注2}	0%~50%	—	—	—
土壌硬度	10 mm~30 mm未満	30 mm以上	30 mm以上	30 mm以上
勾配	1.0 割以上	1.0 割以上	0.8 割以上	0.8 割以上
法面垂直高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有機含有量	—	—	—	—
土壌酸度 (pH)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)
硝酸吸収力 ^{mg/土砂 100 g 中}	—	—	—	—
吹付用ホース延長 ^{注5・6}	0~80m	0~200m	0~200m	0~200m
施工適期 ^{注7}	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期まで

- 1) 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
- 2) 表面礫含有量の礫とは、2mm以上 75mm以下の粗粒土 (細礫、中礫、粗礫) をいう。
- 3) 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
- 4) 現地調査の結果、当初選定した工法が下表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
- 5) 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工 (土砂系) の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工 (有機質系) を選択するものとする。
- 6) 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
- 7) 施工適期を求めるには近隣地区の気象データ (平年値) と現地の外気温を比較、考慮し、行うこと。
- 8) 植生製品を使用する場合は、[表 3-3-8 「植生製品適用条件表」](#) を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。

現 行

表 3-3-7 植生工法適応条件表 (2/2)

植生工法	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
条件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
適用土質	礫 (G) 砂礫 (GS) 細粒分まじり礫 (GF) 砂 (S) 礫質砂 (SG) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	軟岩 (I) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5 cm未満 礫最大粒径 75 mm (5%未満) 礫 (G)	軟岩 (I・II) 亀裂面風化 クラック間隔 5 cm~15 cm未満	軟岩 (II)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔 15 cm~50 cm未満
表面礫含有量 ^{注2}	0%~50%	—	—	—
土壌硬度	10 mm~30 mm未満	30 mm以上	30 mm以上	30 mm以上
勾配	1.0 割以上	1.0 割以上	0.8 割以上	0.8 割以上
法面垂直高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有機含有量	—	—	—	—
土壌酸度 (PH)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kcl) 4.5~7.0 (H ₂ O)
硝酸吸収力 ^{mg/土砂 100 g 中}	—	—	—	—
吹付用ホース延長 ^{注5・6}	0~80m	0~200m	0~200m	0~200m
施工適期 ^{注7}	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時期まで

- 1) 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
- 2) 表面礫含有量の礫とは、2mm以上 75mm以下の粗粒土 (細礫、中礫、粗礫) をいう。
- 3) 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
- 4) 現地調査の結果、当初選定した工法が下表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
- 5) 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工 (土砂系) の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工 (有機質系) を選択するものとする。
- 6) 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
- 7) 施工適期を求めるには近隣地区の気象データ (平年値) と現地の外気温を比較、考慮し、行うこと。
- 8) 人工芝を使用する場合は、「個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。」
- 9) 人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後から日平均気温 5℃以上が 6.0 日間確保されると予想される時期までとする。

備 考

表内、字句の追加、
削除及び改正

表 3 - 3 - 8 植生製品適用条件表

別紙-2

工 法 名	人工張芝	植生シート工	植生マット工 肥料袋付
規 格	ポリエチレンネット又はわら	標準品 (ポリエチレン) 標準品 (分解性樹脂ネット、間袋材利 用)	肥料袋間隔40cm ポリエチレンネット
適用土質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の分類名称(中分類記号) または(小分類記号)による	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	砂れき (GS・GS-F) 細粒分まじり礫 (GF) 砂 (細粒分 5~15%の S-F、S-FG) れき質砂 (細粒分 5~15%の SG-F) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)
土 壤 硬 度	10mm~20mm	10mm~23mm 未満	10mm~27mm 未満
勾 配	1.5割以上	1.5割以上	0.8割以上
有 機 含 有 量	3%以上	3%以上	二
土 壤 酸 度 (PH)	4.0~6.5 (kel) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kel) 4.5~7.0 (H ₂ O)	4.0~6.5 (kel) 4.5~7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力 mg/土砂 100g 中	1,700 以下	1,700 以下	1,700 以下
施 工 適 期	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間 以上確保されると予想される時まで

- (1) 植生シート工・植生マット工は種子散布工や種子吹付工が施工困難な現場条件の場合や、施工規模を考慮し適用出来るものとする。
- (2) 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
- (3) 現地調査の結果、当初選定した工法の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
- (4) 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮を行うこと。
- (5) 上表の条件によらない場合は、現場条件に応じた植生製品を検討すること。

[追加]

備考
表の追加

【省略】

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																												
<p>2 ボルトナット</p> <p>(1) ボルト孔の径は、表3-3-14-9に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-3-14-9 ボルト孔の径</p> <table border="1" data-bbox="255 323 952 543"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦<u>接合</u>・引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>22.5</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>24.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>26.5</td> <td>25.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>3-3-15 工場塗装工</p> <p>1 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p>2 受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用するものとする。</p> <p>素地調整程度1種：塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2 1/2 <u>以上</u>）し、鋼肌を露出させたもの。</p> <p>【省略】</p>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)		摩擦 <u>接合</u> ・引張接合	支圧接合	M20	22.5	21.5	M22	24.5	23.5	M24	26.5	25.5	<p>2 ボルトナット</p> <p>(1) ボルト孔の径は、表3-3-14-9に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3-3-14-9 ボルト孔の径</p> <table border="1" data-bbox="1507 323 2205 543"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径 (mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦<u> </u>引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>22.5</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>24.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>26.5</td> <td>25.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <p>3-3-15 工場塗装工</p> <p>1 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p>2 受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用するものとする。</p> <p>素地調整程度1種：塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2 1/2 <u> </u>）し、鋼肌を露出させたもの。</p> <p>【省略】</p>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)		摩擦 <u> </u> 引張接合	支圧接合	M20	22.5	21.5	M22	24.5	23.5	M24	26.5	25.5	<p>表内、字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
ボルトの呼び		ボルトの孔の径 (mm)																												
	摩擦 <u>接合</u> ・引張接合	支圧接合																												
M20	22.5	21.5																												
M22	24.5	23.5																												
M24	26.5	25.5																												
ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)																													
	摩擦 <u> </u> 引張接合	支圧接合																												
M20	22.5	21.5																												
M22	24.5	23.5																												
M24	26.5	25.5																												

改 正	現 行	備 考																																												
<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-6-2 アスファルト舗装の材料</p> <p>1 アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。 【省略】</p> <p>7 再生加熱アスファルト安定処理混合物を使用する場合は、「舗装再生便覧（令和6年3月）」（社団法人 日本道路協会）に準ずるものとする。ただし、粒度については、表3-6-2-4を適用する。</p> <p>8 アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルト合材を使用する場合、「舗装再生便覧（令和6年3月）」（社団法人 日本道路協会）に準ずるものとする。ただし、マーシャル安定度試験基準値及びアスファルト混合物の種類と粒度範囲については、表3-6-2-1、表3-6-2-2を適用する。 【省略】</p> <p>19 加熱アスファルト安定処理路盤材の骨材の粒度は表3-6-2-4を標準とする。 再生加熱アスファルト安定処理混合物についても適用する。</p> <p style="text-align: center;">表3-6-2-4 加熱アスファルト安定処理の粒度範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">混合物種類</th> <th style="width: 50%;">加熱アスファルト安定処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>仕上がり厚cm</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5~6</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">通過質量百分率</td> <td style="text-align: center;">53 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">37.5 mm</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31.5 mm</td> <td style="text-align: center;">95~100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26.5 mm</td> <td style="text-align: center;">65~90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13.2 mm</td> <td style="text-align: center;">45~75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">%</td> <td style="text-align: center;">2.36 mm</td> <td style="text-align: center;">20~50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75 μm</td> <td style="text-align: center;">0~7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>		混合物種類	加熱アスファルト安定処理		<u>仕上がり厚cm</u>	<u>5~6</u>	通過質量百分率	53 mm		37.5 mm	100	31.5 mm	95~100	26.5 mm	65~90	13.2 mm	45~75	%	2.36 mm	20~50	75 μm	0~7	<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-6-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-6-2 アスファルト舗装の材料</p> <p>1 アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。 【省略】</p> <p>7 再生加熱アスファルト安定処理混合物を使用する場合は、「舗装再生便覧（平成22年12月）」（社団法人 日本道路協会）に準ずるものとする。ただし、粒度については、表3-6-2-4を適用する。</p> <p>8 アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルト合材を使用する場合、「舗装再生便覧（平成22年11月）」（社団法人 日本道路協会）に準ずるものとする。ただし、マーシャル安定度試験基準値及びアスファルト混合物の種類と粒度範囲については、表3-6-2-1、表3-6-2-2を適用する。 【省略】</p> <p>19 加熱アスファルト安定処理路盤材の骨材の粒度は表3-6-2-4を標準とする。 再生加熱アスファルト安定処理混合物についても適用する。</p> <p style="text-align: center;">表3-6-2-4 加熱アスファルト安定処理の粒度範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">混合物種類</th> <th style="width: 50%;">加熱アスファルト安定処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—————</td> <td style="text-align: center;">—————</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">通過質量百分率</td> <td style="text-align: center;">53 mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">37.5 mm</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31.5 mm</td> <td style="text-align: center;">95~100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">26.5 mm</td> <td style="text-align: center;">65~90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13.2 mm</td> <td style="text-align: center;">45~75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">%</td> <td style="text-align: center;">2.36 mm</td> <td style="text-align: center;">20~50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75 μm</td> <td style="text-align: center;">0~7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>		混合物種類	加熱アスファルト安定処理		—————	—————	通過質量百分率	53 mm		37.5 mm	100	31.5 mm	95~100	26.5 mm	65~90	13.2 mm	45~75	%	2.36 mm	20~50	75 μm	0~7	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>表内、字句の追加</p>
	混合物種類	加熱アスファルト安定処理																																												
	<u>仕上がり厚cm</u>	<u>5~6</u>																																												
通過質量百分率	53 mm																																													
	37.5 mm	100																																												
	31.5 mm	95~100																																												
	26.5 mm	65~90																																												
	13.2 mm	45~75																																												
%	2.36 mm	20~50																																												
	75 μm	0~7																																												
	混合物種類	加熱アスファルト安定処理																																												
	—————	—————																																												
通過質量百分率	53 mm																																													
	37.5 mm	100																																												
	31.5 mm	95~100																																												
	26.5 mm	65~90																																												
	13.2 mm	45~75																																												
%	2.36 mm	20~50																																												
	75 μm	0~7																																												

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第 12 節 防食対策工</p> <p>3-12-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-12-2 防食対策工</p> <p>1 コンクリート中の鉄筋と金属管（鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びバルブ類を含む）とは接触させてはならない。また、管体支持金具及び管体固定アンカー等は金属管との絶縁処置がされている場合を除き鉄筋と接触させてはならない。なお、鉄筋に絶縁測定用のターミナルを設置し、コンクリート打設前及び打設後にテスターにより金属管等との絶縁状態を確認するものとする。</p> <p>2 コンクリート構造物より 10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、<u>長寿命形水道用</u> ジョイントコート（WSP 012）または、水輸送用塗覆装鋼管－第 3 部：長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）によるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第 12 節 防食対策工</p> <p>3-12-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-12-2 防食対策工</p> <p>1 コンクリート中の鉄筋と金属管（鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びバルブ類を含む）とは接触させてはならない。また、管体支持金具及び管体固定アンカー等は金属管との絶縁処置がされている場合を除き鉄筋と接触させてはならない。なお、鉄筋に絶縁測定用のターミナルを設置し、コンクリート打設前及び打設後にテスターにより金属管等との絶縁状態を確認するものとする。</p> <p>2 コンクリート構造物より 10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、<u>水道用塗覆装鋼管</u> ジョイントコート（WSP 012）または、水輸送用塗覆装鋼管－第 3 部：長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）によるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

5 無筋・鉄筋コンクリート

改 正	現 行	備 考																																								
<p>第6節 運搬・打設</p> <p>5-6-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-6-9 養生</p> <p>1 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。</p> <p>2 受注者は、打込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、<u>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等</u>に定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-6-9を目安とする。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">表5-6-9 コンクリートの湿潤養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント または 普通ポルトランド+促進剤</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日以上</td> <td>7日以上</td> <td>3日以上</td> <td>8日以上</td> <td>10日以上</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日以上</td> <td>9日以上</td> <td>4日以上</td> <td>9日以上</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日以上</td> <td>12日以上</td> <td>5日以上</td> <td>12日以上</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。</p> <p>〔注1〕養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p>〔注2〕寒中コンクリートの場合は、第10節 寒中コンクリートの規定による。</p> <p>【省略】</p> <p>第7節 鉄筋工</p> <p>5-7-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-7-3 加工</p> <p>1 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準第7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント または 普通ポルトランド+促進剤	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	5日以上	7日以上	3日以上	8日以上	10日以上	10℃以上	7日以上	9日以上	4日以上	9日以上	※	5℃以上	9日以上	12日以上	5日以上	12日以上	※	<p>第6節 運搬・打設</p> <p>5-6-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-6-9 養生</p> <p>1 受注者は、コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。</p> <p>2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-6-9を標準とする。<u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメントの表5-6-9に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">表5-6-9 コンクリートの養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント または 普通ポルトランド+促進剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕1.養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p>2.寒中コンクリートの場合は、第10節 寒中コンクリートの規定による。</p> <p>【省略】</p> <p>第7節 鉄筋工</p> <p>5-7-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-7-3 加工</p> <p>1 受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2022年制定〕本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、標準第7編 第2章 鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント または 普通ポルトランド+促進剤	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p>字句の改正</p> <p>字句の削除及び改正</p> <p>表内、字句の追加及び改正</p> <p>字句の改正</p> <p>”</p>
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント または 普通ポルトランド+促進剤	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																					
15℃以上	5日以上	7日以上	3日以上	8日以上	10日以上																																					
10℃以上	7日以上	9日以上	4日以上	9日以上	※																																					
5℃以上	9日以上	12日以上	5日以上	12日以上	※																																					
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント または 普通ポルトランド+促進剤																																							
15℃以上	5日	7日	3日																																							
10℃以上	7日	9日	4日																																							
5℃以上	9日	12日	5日																																							

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第9節 暑中コンクリート</p> <p>5-9-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-9-2 施 工</p> <p>1 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E減水剤、流動化剤等を使用する場合は JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。</p> <p>なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 打設時のコンクリート温度は<u>の上限は、所定の品質を確保できる場合 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第9節 暑中コンクリート</p> <p>5-9-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-9-2 施 工</p> <p>1 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E減水剤、流動化剤等を使用する場合は JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。</p> <p>なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>3 打設時のコンクリート温度は <u>35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p>

改 正	現 行	備 考																																																								
<p>第 10 節 寒中コンクリート</p> <p>5-10-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-10-3 養生</p> <p>1 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>5 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表5-10-3-1の値以上とするのを標準とする。ただし、激しい気象を受けるコンクリートは、表5-10-3-2の圧縮強度が得られるまではコンクリートの温度を5℃以上に保つことを標準とする。</p> <p>なお、表5-10-3-1または表5-10-3-2の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。</p> <p>また、湿潤養生に保つ養生日数として5-6-9 養生に示す期間も満足する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">表5-10-3-1 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="3" style="width: 5%;">養生温度</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">普 通</th> <th style="width: 20%;">早強ポルトランド または ポルトランド 普通ポルトランド+促進剤</th> <th style="width: 20%;">混 合 セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 激しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p> <p>【省略】</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普 通	早強ポルトランド または ポルトランド 普通ポルトランド+促進剤	混 合 セメントB種	(1) 激しい気象条件	5℃	9日	5日	12日		10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日		10℃	3日	2日	4日	<p>第 10 節 寒中コンクリート</p> <p>5-10-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-10-3 養生</p> <p>1 受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>5 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表5-10-3-1の値以上とするのを標準とする。ただし、激しい気象を受けるコンクリートは、表5-10-3-2の圧縮強度が得られるまではコンクリートの温度を5℃以上に保つことを標準とする。</p> <p>なお、表5-10-3-1または表5-10-3-2の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。</p> <p>また、湿潤養生に保つ養生日数として5-6-9 養生に示す期間も満足する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">表5-10-3-1 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="3" style="width: 5%;">—</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">普 通</th> <th style="width: 20%;">早強ポルトランド または ポルトランド 普通ポルトランド+促進剤</th> <th style="width: 20%;">混 合 セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。</p> <p>【省略】</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	—	セメントの種類			普 通	早強ポルトランド または ポルトランド 普通ポルトランド+促進剤	混 合 セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日		10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日		10℃	3日	2日	4日	<p>表内、字句の追加及び改正</p>
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件			養生温度	セメントの種類																																																						
				普 通	早強ポルトランド または ポルトランド 普通ポルトランド+促進剤	混 合 セメントB種																																																				
	(1) 激しい気象条件	5℃		9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																						
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																						
	10℃	3日	2日	4日																																																						
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	—	セメントの種類																																																								
		普 通	早強ポルトランド または ポルトランド 普通ポルトランド+促進剤	混 合 セメントB種																																																						
		(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																				
	10℃	7日	4日	9日																																																						
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																						
	10℃	3日	2日	4日																																																						

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第 12 節 水中コンクリート</p> <p>5-12-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-12-2 施 工</p> <p>1 受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速 0.05m/s 以下でなければ打設してはならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプ <u>または底開き箱や底開き袋</u> を使用して打設 <u>するものとする</u>。これにより難い場合は、代替工法について工事監督員と協議のうえ、施工しなければならない。</p> <p>8 ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）</p> <p>(1) 受注者は、打込み開始に当たって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通してコンクリートを打込まなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>9 トレミー打設</p> <p>(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由 <u>に移動</u> できる大きさとし、打設中は、<u>先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき</u>、水平移動してはならない。</p> <p>【省略】</p> <p>5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1 受注者は、海水の作用を <u>波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用される</u> コンクリートは、<u>海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食に性能が失われないように施工</u> しなければならない。</p> <p>2 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 600 mm 及び最低潮位から下 600 mm の間のコンクリートに打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第 12 節 水中コンクリート</p> <p>5-12-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>5-12-2 施 工</p> <p>1 受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速 0.05m/s 以下でなければ打設してはならない。</p> <p>【省略】</p> <p>7 受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプ _____ を使用して打設 <u>しなければならない</u>。これにより難い場合は、代替工法について工事監督員と協議のうえ、施工しなければならない。</p> <p>8 ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）</p> <p>(1) 受注者は、打込み開始に当たって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通してコンクリートを打込まなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>9 トレミー打設</p> <p>(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由 <u>落下</u> できる大きさとし、打設中は <u>常にコンクリートで満たさなければならない</u>。また <u>トレミーは打設中にトレミーを水平移動してはならない</u>。</p> <p>【省略】</p> <p>5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1 受注者は、海水の作用を _____ 受ける _____ コンクリートの <u>施工に当たり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない</u>。</p> <p>2 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 60 cm 及び最低潮位から下 60 cm の間のコンクリートに打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の追加及び改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加及び改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

7 管水路工事

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 7-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (令和 5年 4月)</p> <p>【省略】</p> <p>(8) WSP 012 (長寿命形水道用ジョイントコート)</p> <p>【省略】</p> <p>(17) JDPa W 04 (T形ダクタイル鉄管接合要領書) (18) JDPa W 05 (K形ダクタイル鉄管接合要領書) (19) JDPa W 06 (U形、U-Dダクタイル鉄管接合要領書) (20) JDPa W 07 (フランジ形ダクタイル鉄管接合要領書)</p> <p>【省略】</p> <p>7-2-2 一般事項 1 運搬及び保管 (1) 受注者は、管及び付属品の積み下ろしに際し、放り投げ、引き下ろし等によって管に衝撃を与えてはならない。特に管の両端接合部、塗覆装部は、損傷しないよう必要に応じて保護を行うとともに取扱いは慎重に行わなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(4) 受注者は、集積所における管を保管する際には、管体の沈下、継手部の接地等を防止するため、角材等を敷いた上に置くものとし、段積みの場合は、くさび止め、ロープ掛け等で崩壊を防がなければならない。なお、長期間にわたって保管する場合は、シート掛けを行うものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 7-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (令和 5年 4月)</p> <p>【省略】</p> <p>(8) WSP 012 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>【省略】</p> <p>(17) JDPa W 04 (T形ダクタイル__管接合要領書) (18) JDPa W 05 (K形ダクタイル__管接合要領書) (19) JDPa W 06 (U形、U-Dダクタイル__管接合要領書) (20) JDPa W 07 (フランジ形ダクタイル__管接合要領書)</p> <p>【省略】</p> <p>7-2-2 一般事項 1 運搬及び保管 (1) 受注者は、管及び付属品の積み下ろしに際し、放り投げ、引き下ろし等によって管に衝撃を与えてはならない。特に管の両端接合部、塗覆装部は、損傷しないよう必要に応じて保護を行うとともに取扱いは慎重に行わなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(4) 受注者は、集積所における管を保管において、管体の沈下、継手部の接地等を防止するため、角材等を敷いた上に置くものとし、段積みの場合は、くさび止め、ロープ掛け等で崩壊を防がなければならない。なお、長期間にわたって保管する場合は、シート掛けを行うものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

8 ダム

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 8-1-1 適用 【省略】</p> <p>第5節 基礎グラウチング工 8-5-1 適用 【省略】</p> <p>8-5-2 ボーリング工 1 一般事項 ボーリング工としてせん孔機械、<u>せん孔</u>、コア採取及び保管、その他これらに類する工種について定める。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 8-1-1 適用 【省略】</p> <p>第5節 基礎グラウチング工 8-5-1 適用 【省略】</p> <p>8-5-2 ボーリング工 1 一般事項 ボーリング工としてせん孔機械、<u> </u>コア採取及び保管、その他これらに類する工種について定める。 【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

9 コンクリート橋上部工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第4節 PC橋工 9-4-3 ポストテンション桁製作工</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。 【省略】</p> <p>2 受注者は、PCケーブルの施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 【省略】</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11（PC鋼材工及び緊張工）」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、工事監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第4節 PC橋工 9-4-3 ポストテンション桁製作工</p> <p>1 受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。 【省略】</p> <p>2 受注者は、PCケーブルの施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、横組シースの施工については、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 【省略】</p> <p>(8) プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11（PC鋼材工及び緊張工）」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、工事監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

11 橋梁下部工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 11-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(11) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 <u>(令和 4 年度改訂版)</u> (令和 5 年 2 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 11-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>【省略】</p> <p>(11) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 _____ (平成 9 年 12 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加及び改正</p>

新 旧 对 照 表

12 頭首工

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 12-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準 「頭首工」 (令和 6 年 3 月) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (令和 3 年 10 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 12-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 12-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準 「頭首工」 (平成 20 年 3 月) (2) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成 26 年 12 月) (3) 国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編 (河川編) (平成 27 年 3 月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

14 道路

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和 2 年 4 月) (2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 (令和 6 年 3 月)</p> <p>【省略】</p> <p>第11節 舗装工 14-11-1 一般事項 【省略】</p> <p>14-11-4 コンクリート舗装工</p> <p>1 コンクリート舗装工の施工については、3-6-6 コンクリート舗装工の規定による。 2 アスファルト中間層施工後3 L/m²程度の石粉（石粉：水＝1：1）を散布してからコンクリート舗装を施工しなければならない。 3 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 4 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。 5 初期養生において、<u>十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一</u>に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 14-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 農道設計指針 (令和 2 年 4 月) (2) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 (平成 17 年 3 月)</p> <p>【省略】</p> <p>第11節 舗装工 14-11-1 一般事項 【省略】</p> <p>14-11-4 コンクリート舗装工</p> <p>1 コンクリート舗装工の施工については、3-6-6 コンクリート舗装工の規定による。 2 アスファルト中間層施工後3 L/m²程度の石粉（石粉：水＝1：1）を散布してからコンクリート舗装を施工しなければならない。 3 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 4 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。 5 初期養生において、<u>コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念</u>に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

15 客土

新 旧 対 照 表

17 畑かん施設工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 17-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 17-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (令和5年 4月) (2) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編) (令和4年 11月) (3) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編) (令和6年 9月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 17-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 17-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 用排水路設計指針 (令和5年 3月) (2) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編) (令和4年 11月) (3) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接・接合編) (令和4年 11月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

18 営農飲雑用水施設工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 18-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 18-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 営農飲雑用水施設設計指針 (令和 6年 4月)</p> <p>(2) (社)日本水道協会 水道施設設計指針 (2012 年版)</p> <p>(3) (社)日本水道協会 水道維持管理指針 (2016 年版)</p> <p>(4) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編) (令和 4年 11月)</p> <p>(5) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接・接合編) (令和 6年 9月)</p> <p>(6) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (FRP (M) 水圧管編) (令和 2年 7月)</p> <p>(7) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 (令和 3年 6月)</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 18-1-1 適用 【省略】</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 18-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 北海道農政部 営農飲雑用水施設設計指針 (令和 4年 7月)</p> <p>(2) (社)日本水道協会 水道施設設計指針 (2012 年版)</p> <p>(3) (社)日本水道協会 水道維持管理指針 (2016 年版)</p> <p>(4) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水門扉編) (令和 4年 11月)</p> <p>(5) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (水圧鉄管・鉄鋼構造物編, 溶接・接合編) (令和 4年 11月)</p> <p>(6) (社)電力土木技術協会 水門鉄管技術基準 (FRP (M) 水圧管編) (令和 2年 7月)</p> <p>(7) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 (令和 3年 6月)</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 对 照 表

20 植栽

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 植栽工</p> <p>20-1-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>20-1-2 材 料</p> <p>1 植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>6 植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書による。 <u>なお、施工前に工事監督員に品質証明書等の確認を受けなければならない。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 植栽工</p> <p>20-1-1 一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>20-1-2 材 料</p> <p>1 植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>6 植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書による。</p> <p>_____</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

25 海岸保全施設整備工事

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1節 適用 25-1-1 適用 【省略】</p> <p>第5節 護岸基礎工 25-5-1 一般事項</p> <p>1 本節は、護岸基礎工として捨石工、場所打コンクリート工、笠コンクリート工、法留基礎工、矢板工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>6 受注者は、護岸基礎の施工に当たっては、裏込め材はの締固め締固め機械を用いて施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1節 適用 25-1-1 適用 【省略】</p> <p>第5節 護岸基礎工 25-5-1 一般事項</p> <p>1 本節は、護岸基礎工として捨石工、場所打コンクリート工、笠コンクリート工、法留基礎工、矢板工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p>【省略】</p> <p>6 受注者は、護岸基礎の施工に当たっては、裏込め材は_____締固め機械を用いて施工しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p>

新 旧 对 照 表

27 (付表)

新 旧 対 照 表

改 正								現 行								備 考		
付表-1									付表-1									表内、字句の改正
段階確認事項一覧表									段階確認事項一覧表									
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考			
共通	土工	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3箇所		共通	土工	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3箇所				
		切土	切土工	切土施工時	・土(岩)質確認	1回/土(岩)質の変化時 1回/指定箇所(地盤支持力)				切土	切土工	切土施工時	・土(岩)質確認	1回/土(岩)質の変化時 1回/指定箇所(地盤支持力)				
	作業土工	作業土工	床掘り	床掘り完了時	・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)				作業土工	作業土工	床掘り	床掘り完了時	・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)					
【省略】									【省略】									
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考			
共通	基礎工	オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杏据付完了時	・基準高さ ・偏心量 ・長さ・径 ・支持地盤 ・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物		共通	基礎工	オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杏据付完了時	・基準高さ ・偏心量 ・長さ・径 ・支持地盤 ・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物				
				土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置	1回/土(岩)の変化時						土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置	1回/1変化時				
				本体設置前	・偏心量 ・支持地盤	1回/1構造物						本体設置前	・偏心量 ・支持地盤	1回/1構造物				
				掘削完了時	・偏心量 ・支持地盤	1回/1構造物						掘削完了時	・偏心量 ・支持地盤	1回/1構造物				
				鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	1回/1ロッド						鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	1回/1ロッド				
【省略】									【省略】									
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考	区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認基準	備考			
道路	付帯作工	落石金網工	樹脂アンカー	施工前	・削孔長	1回/10本		道路	付帯作工	落石金網工	樹脂アンカー	施工前	・削孔長	1回/10本				
				完了時	・強度の確認	1回/10本						完了時	・強度の確認	—————				
【省略】									【省略】									表内、字句の追加

新 旧 对 照 表


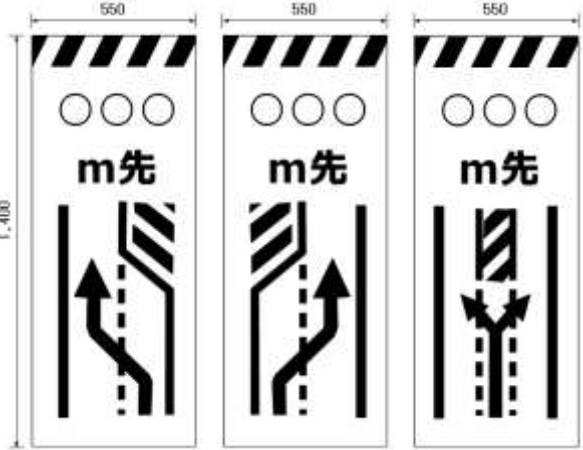
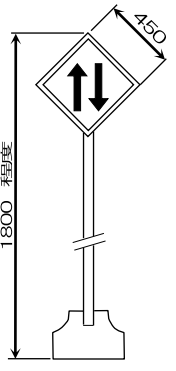

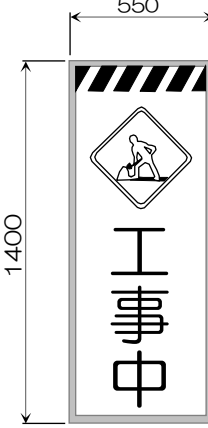
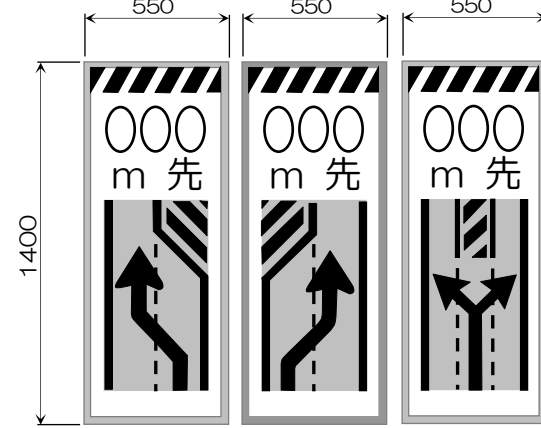
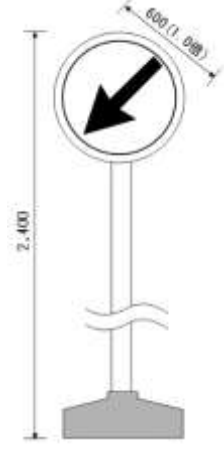

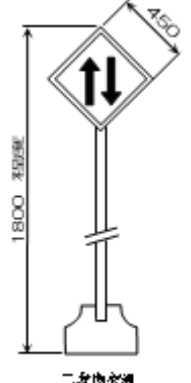
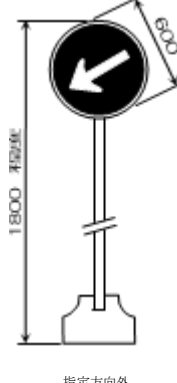
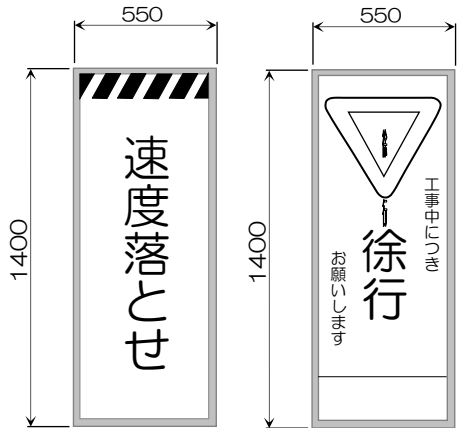
28 (参考資料)

新 旧 対 照 表


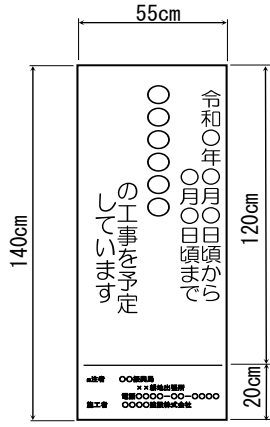

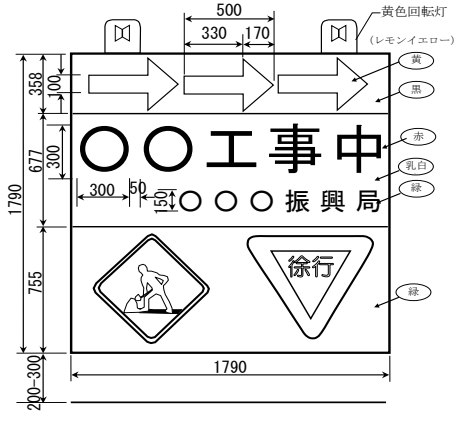
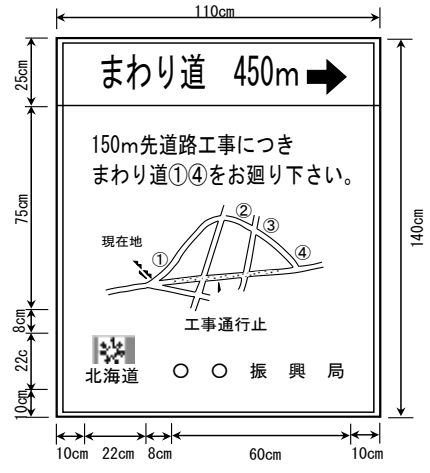

改 正	現 行	備 考																																																																																
<p style="text-align: center;">交通安全の管理基準</p> <p>1. 道路工事に伴う道路標識などの設置基準 【省略】</p> <p style="text-align: center;">道路工事保安施設設置基準（案）</p> <p style="text-align: center;">保安施設の設置目的</p> <table border="1" data-bbox="157 506 1335 972"> <thead> <tr> <th>呼称</th> <th>工種</th> <th>車線数</th> <th>昼夜別</th> <th>作業箇所</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-1</td> <td>車道工事</td> <td>2車線</td> <td>夜間作業</td> <td>片側全車線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>—</td> <td>2車線</td> <td>昼間作業 (夜間も施設を存置)</td> <td>路側</td> <td>現道拡幅工事</td> </tr> <tr> <td>A-3</td> <td>局部打換 (小規模)</td> <td>2車線</td> <td>夜間作業</td> <td>片側全車線</td> <td>工事個所が短時間で移動</td> </tr> <tr> <td>H-1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>昼間作業 (夜間も施設を存置)</td> <td>歩道・路側</td> <td>擁壁等防災工事</td> </tr> <tr> <td>H-2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>昼間作業 (夜間も施設を存置)</td> <td></td> <td>B.P、積込み現物、回り道等</td> </tr> <tr> <td>K-1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>昼間作業 (夜間も施設を存置)</td> <td>土砂及び資材等の大量かつ集中的輸送</td> <td>輸送の主要道に出入り</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 例示のない場合は、適用条件の類似のものに準じて処理すること。</p>	呼称	工種	車線数	昼夜別	作業箇所	摘 要	A-1	車道工事	2車線	夜間作業	片側全車線		A-2	—	2車線	昼間作業 (夜間も施設を存置)	路側	現道拡幅工事	A-3	局部打換 (小規模)	2車線	夜間作業	片側全車線	工事個所が短時間で移動	H-1	—	—	昼間作業 (夜間も施設を存置)	歩道・路側	擁壁等防災工事	H-2	—	—	昼間作業 (夜間も施設を存置)		B.P、積込み現物、回り道等	K-1	—	—	昼間作業 (夜間も施設を存置)	土砂及び資材等の大量かつ集中的輸送	輸送の主要道に出入り	<p style="text-align: center;">交通安全の管理基準</p> <p>1. 道路工事に伴う道路標識などの設置基準 【省略】</p> <p style="text-align: center;">道路工事保安施設設置基準（案）</p> <p style="text-align: center;">保安施設設置標準図一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1412 506 2594 1058"> <thead> <tr> <th>呼称</th> <th>車線数</th> <th>作業箇所</th> <th>昼・夜間作業別条件</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A-1</td> <td rowspan="3">2</td> <td rowspan="3">片側全車線</td> <td>a. 昼間作業（夜間は施設を撤去）</td> <td rowspan="3">車道舗装（打設、オーバーレイ等を含む）</td> </tr> <tr> <td>b. 昼間作業（夜間も施設を存置）</td> </tr> <tr> <td>c. 夜間作業（昼間は施設を撤去）</td> </tr> <tr> <td>A-2</td> <td>2</td> <td>路側</td> <td>b. 昼間作業（夜間も施設を存置）</td> <td>現道拡幅工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">A-3</td> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">片側全車線</td> <td>a. 昼間作業（夜間は施設を撤去）</td> <td rowspan="2">局部打換（小規模）、パッチング等</td> </tr> <tr> <td>c. 夜間作業（昼間は施設を撤去）</td> </tr> <tr> <td>H-1</td> <td>—</td> <td>歩道・路側</td> <td>b. 昼間作業（夜間も施設を存置）</td> <td>擁壁等防災工事</td> </tr> <tr> <td>H-2</td> <td>—</td> <td></td> <td>b. 昼間作業（夜間も施設を存置）</td> <td>B.P、積込み現物、回り道等</td> </tr> <tr> <td>K-1</td> <td>—</td> <td>土砂及び資材等の大量かつ集中的輸送</td> <td>b. 昼間作業（夜間も施設を存置）</td> <td>輸送の主要道に出入り</td> </tr> </tbody> </table> <p>注意事項 例示のない場合は、適用条件類似のものに準じて処理のこと。</p>	呼称	車線数	作業箇所	昼・夜間作業別条件	摘 要	A-1	2	片側全車線	a. 昼間作業（夜間は施設を撤去）	車道舗装（打設、オーバーレイ等を含む）	b. 昼間作業（夜間も施設を存置）	c. 夜間作業（昼間は施設を撤去）	A-2	2	路側	b. 昼間作業（夜間も施設を存置）	現道拡幅工事	A-3	2	片側全車線	a. 昼間作業（夜間は施設を撤去）	局部打換（小規模）、パッチング等	c. 夜間作業（昼間は施設を撤去）	H-1	—	歩道・路側	b. 昼間作業（夜間も施設を存置）	擁壁等防災工事	H-2	—		b. 昼間作業（夜間も施設を存置）	B.P、積込み現物、回り道等	K-1	—	土砂及び資材等の大量かつ集中的輸送	b. 昼間作業（夜間も施設を存置）	輸送の主要道に出入り	<p>表内、字句の改正</p>
呼称	工種	車線数	昼夜別	作業箇所	摘 要																																																																													
A-1	車道工事	2車線	夜間作業	片側全車線																																																																														
A-2	—	2車線	昼間作業 (夜間も施設を存置)	路側	現道拡幅工事																																																																													
A-3	局部打換 (小規模)	2車線	夜間作業	片側全車線	工事個所が短時間で移動																																																																													
H-1	—	—	昼間作業 (夜間も施設を存置)	歩道・路側	擁壁等防災工事																																																																													
H-2	—	—	昼間作業 (夜間も施設を存置)		B.P、積込み現物、回り道等																																																																													
K-1	—	—	昼間作業 (夜間も施設を存置)	土砂及び資材等の大量かつ集中的輸送	輸送の主要道に出入り																																																																													
呼称	車線数	作業箇所	昼・夜間作業別条件	摘 要																																																																														
A-1	2	片側全車線	a. 昼間作業（夜間は施設を撤去）	車道舗装（打設、オーバーレイ等を含む）																																																																														
			b. 昼間作業（夜間も施設を存置）																																																																															
			c. 夜間作業（昼間は施設を撤去）																																																																															
A-2	2	路側	b. 昼間作業（夜間も施設を存置）	現道拡幅工事																																																																														
A-3	2	片側全車線	a. 昼間作業（夜間は施設を撤去）	局部打換（小規模）、パッチング等																																																																														
			c. 夜間作業（昼間は施設を撤去）																																																																															
H-1	—	歩道・路側	b. 昼間作業（夜間も施設を存置）	擁壁等防災工事																																																																														
H-2	—		b. 昼間作業（夜間も施設を存置）	B.P、積込み現物、回り道等																																																																														
K-1	—	土砂及び資材等の大量かつ集中的輸送	b. 昼間作業（夜間も施設を存置）	輸送の主要道に出入り																																																																														

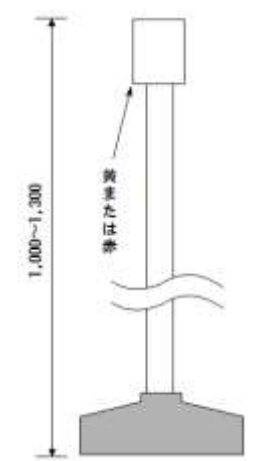
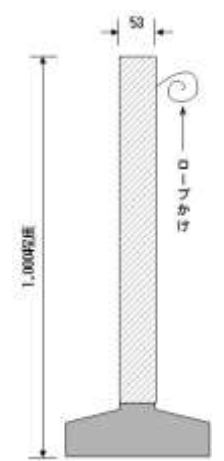
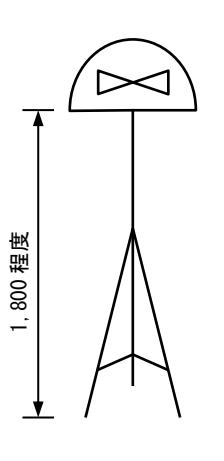

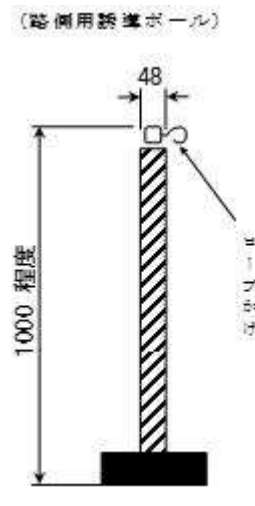
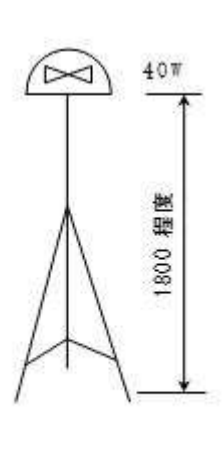
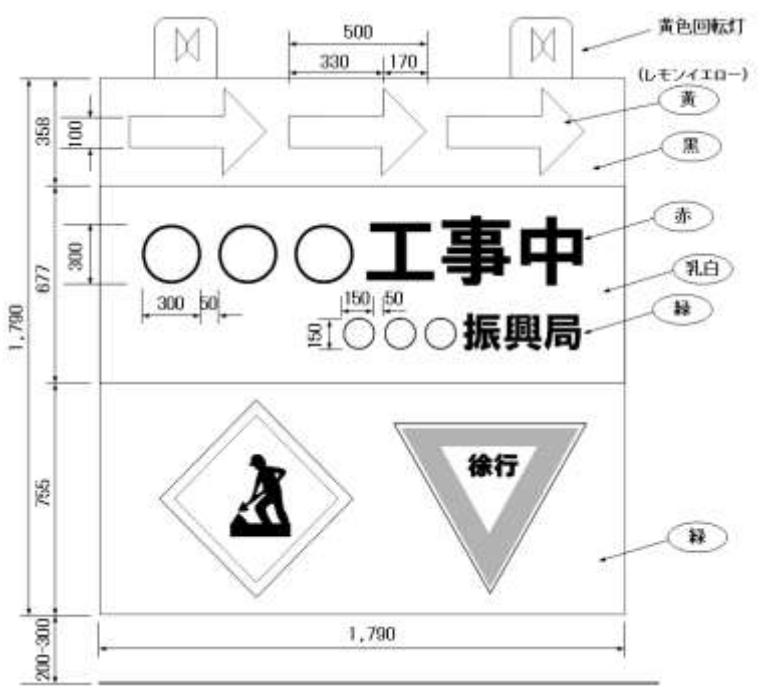
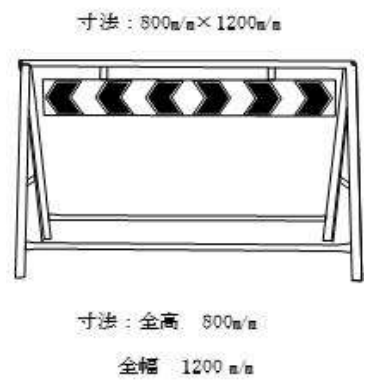
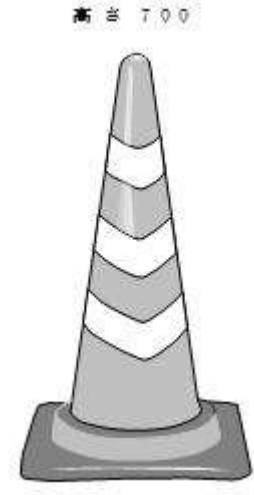
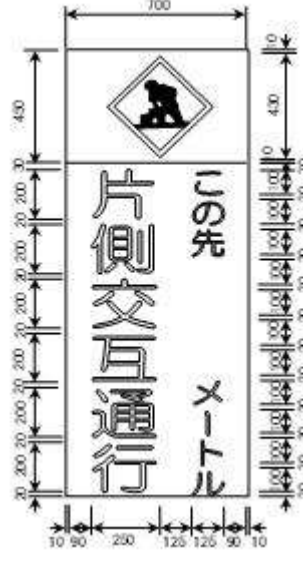
新 旧 対 照 表


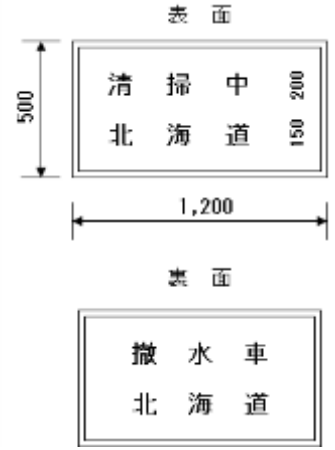
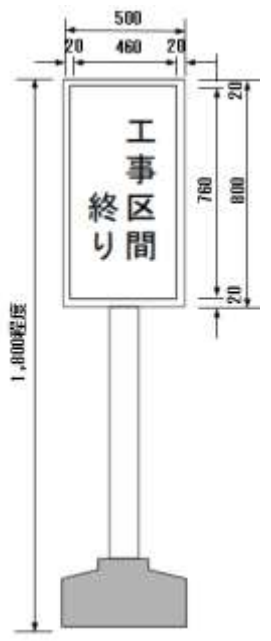



改 正								現 行								備 考
保安施設設置標準図一覧表								保安施設の種類及び設置目的								表内、字句の改正
施設	記号	交通～誘導	立入防止	場 所 の 明示予告	交通指導	その他	摘要	施設	記号	交通の誘導	立入禁止	場所の 明示予告	交通指導	その他	摘要	
照 明 灯				○				工事箇所予告標示板	①			○				
保 安 灯		○	○	○				警戒標識	②			○				
歩 道 柵			○	○				警戒標識	③			○				
バリケード			○	○				警戒標識 (212-2)	④			○				
〃			○	○			砂袋等にて半固定させたバリケード	規制標識 (311)	⑤	○			○			
セーフティコーン		○		○				規制標識	⑥				○			
表 示 板 (工事予告)	①			○				規制標識 (301)	⑦							
警戒標識 (211)	②			○				片側交互通行標示板	⑧							
警戒標識 (212-2)	③			○				歩行者案内板	⑨		○					
規制標識 (311-E)	④	○			○			停止線標識	⑩				○			
規制標識 (329)	⑤				○			工事名標示板	⑪					○		
標 示 板 (工事中看板)	⑥					○		工事情報看板	⑫					○		
工事説明看板	⑦					○		工事説明看板	⑬					○		
黄色回転灯	⑩			○				誘導標示板	⑭	○		○	○			
保 安 要 員		○	○		○	○		まわり道案内標示板	⑮					○		
交通整理員		○			○			まわり道標識 (120-A)	⑯					○		
作 業 者 (又はこれに代行するもの)			○					保安灯 <small>(又はすずらん灯 カラーコーン)</small>	⑰	○	○	○				
工 事 中 (内部照明型)	⑪	○		○	○			歩道柵	⑱		○	○				
表 示 板 (工事中)	⑫					○		黄色回転灯	⑲			○				
表 示 板 (工事内容)	⑬					○		バリケード	⑳		○	○			砂袋等にて半固定されたバリケード	
表 示 板 (工事区間終り)	⑭			○				セーフティコーン	○ ㉑	○		○				
表 示 板 (片側交互通行)	⑮			○				片側交互通行予告標示板	㉒			○				
停 止 位 置	⑯	○			○			照明灯				○			300～500W	
歩 行 者 案 内	⑰	○		○				交通整理員		○			○			
工事情報看板	⑱					○		保安要員		○	○		○	○		
工事予告看板	⑲					○		標識搭載車		○	○	○	○	○		
								簡易信号機		○			○			

改 正			現 行			備 考	
保安施設標準様式図			保安施設標準様式図			表の改正	
番号	1	2	3	記号	①	②	③
記号	①	②	③	名称	工事箇所予告標示板	警戒標識	警戒標識
様式及び標準寸法 (単位 mm)				型式及び標準寸法 (単位 mm)			
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 実際の規制に合わせた図とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	拡大率 1.0 倍を標準とする。	注	(1) 高輝度反射シートとする。(固定式)	(1) 高輝度反射シートとする。(固定式)	(1) 高輝度反射シートとする。(固定式)
			注意事項 1. 標準支柱コンクリート受台の形状寸法は 30cm(H)×30cm(W)×30cm(B) 以上とする。				
番号	4	5	記号	④	⑤	⑥	
記号	④	⑤	名称	警戒標識 (212-2)	規制標識 (311)	規制標識	
様式及び標準寸法 (単位 mm)			型式及び標準寸法 (単位 mm)				
注	(1) 拡大率 1.0 倍を標準とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。		注	拡大率 1.0 倍を標準とする。(全面反射)	拡大率 1.0 倍を標準とする。(全面反射)	(1) 高輝度反射シートとする。(固定式)
			注意事項 1. 標準支柱コンクリート受台の形状寸法は 30cm(H)×30cm(W)×30cm(B) 以上とする。				

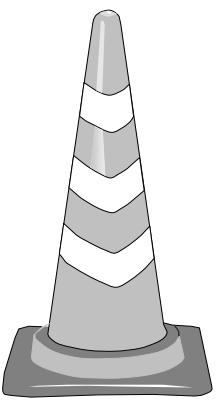
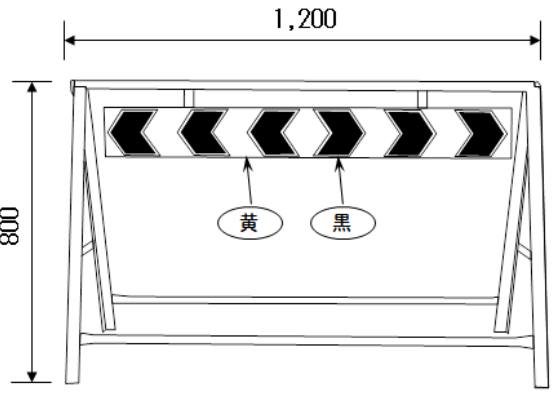
改 正		現 行				備 考
保安施設標準様式図		保安施設標準様式図				表の改正
番号	6	記号	⑦	⑧	⑨	⑩
記号	⑥	名称	規制標識 (301)	標示板	歩行者案内板	停止線標識
様式及び標準寸法 (単位 mm)		型式及び標準寸法 (単位 mm)				
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実務の期間を記入するものとする。</p> <p>(3) 工事等に変更のあった場合は直ちに修正するものとする。 (メラミン焼付) (固定式)</p>	注	<p>拡大率 1.0 倍を標準とする。 (全面反射)</p>	<p>(1) 高輝度反射シートとする。(固定式)</p>	<p>(1) 高輝度反射シートとする。(固定式)</p>	<p>(1) 高輝度反射シートとする。(固定式)</p>
注意事項 1. 標準支柱コンクリート受台の形状寸法は 30cm(H) × 30cm(W) × 30cm(B) 以上とする。						
		記号	⑪			
		名称	工事名標示板			
		型式及び標準寸法 (単位 mm)				
		注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とする。「〇〇〇〇を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実務の期間を記入するものとする。</p> <p>(3) 工事等に変更のあった場合は直ちに修正するものとする。 (メラミン焼付) (固定式)</p>			
注意事項 1. 標準支柱コンクリート受台の形状寸法は 30cm(H) × 30cm(W) × 30cm(B) 以上とする。						

改 正		現 行			備 考	
保安施設標準様式図		保安施設標準様式図			表の改正	
番号	7	記号	⑫	⑬	⑭	
記号	⑦	名称	工事情報看板	工事説明看板	誘導標示板	
型式及び標準寸法(単位 mm)		型式及び標準寸法(単位 mm)				
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇の工事をしております」等の工事内容については青色文字、その他の文字及びび線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	注	<p>道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置する</p>	<p>道路工事開始から道路工事の終了までの間、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置する。</p>	<p>(1) 内部照明するものとし矢印「→」点滅式とする。</p>	
		記号	⑮		⑯	
		名称	まわり道案内標示板		まわり道標識 (120-A)	
型式及び標準寸法(単位 mm)		型式及び標準寸法(単位 mm)				
注		注	<p>(1) 色彩は、矢印は赤色、その他の文字及び記号を青色、地色を白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。</p> <p>(3) 「まわり道 450m」または「→」の文字もしくは記号に反射装置を施するものとする。</p> <p>(メラミン焼付、鋼製支柱付) (固定式)</p>		<p>字体、文字、地色は⑬に同じ</p> <p>(メラミン焼付)</p>	

改 正			現 行			備 考	
保安施設標準様式図			保安施設標準様式図			表の改正	
番号	8	9	10	記号	⑰	⑱	
記号	●	○	⑩	名称	保安灯	歩道柵	回転灯
様式及び標準寸法 (単位 mm)				型式及び標準寸法 (単位 mm)			
注	(1) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 柱及びロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 視認距離 200m以上の効果をもつ黄色回転灯とする。	注	(1) 誘導距離夜間 150m以上の効果をもつものであること。 (2) 保安等の設置間隔は3mを標準とする。 (3V 特殊電池用、点滅球付)	(1) 柱及びロープは黒地の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外形は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (コンクリート台付)	確認距離 200m以上の効果をもつ黄色回転灯とする。 (三脚台～鋼管製メラミン焼付)
番号	11			記号	⑳	㉑	㉒
記号	㉒			名称	バリケード	セーフティーコーン	片側交互通行告知標示板
様式及び標準寸法 (単位 mm)				型式及び標準寸法 (単位 mm)			
注	(1) 内部照明とし矢印は順次点滅させる。 (2) 警戒標識、規制標識は1.0倍とする。 (3) 「〇〇工事中」には「舗装工事中」、「共同溝工事中」等と記載し、「道路工事中」とは記載しない。			注	(エプロン内の内黄色の部分が発光する)	ラバー製、反射式(夜光) (黄色の部分が発光)	(1) 色彩は「この先〇〇〇メートル」は青色反射シート「片側交互通行」は赤色反射シート、地色は白色とする。 (2) 上部の縁線は青色、記号②の道路工事中はカプセルレンズ、地色は白色とする。 (3) メートル数は標準で200, 500, 1000とする。 (メラミン焼付)

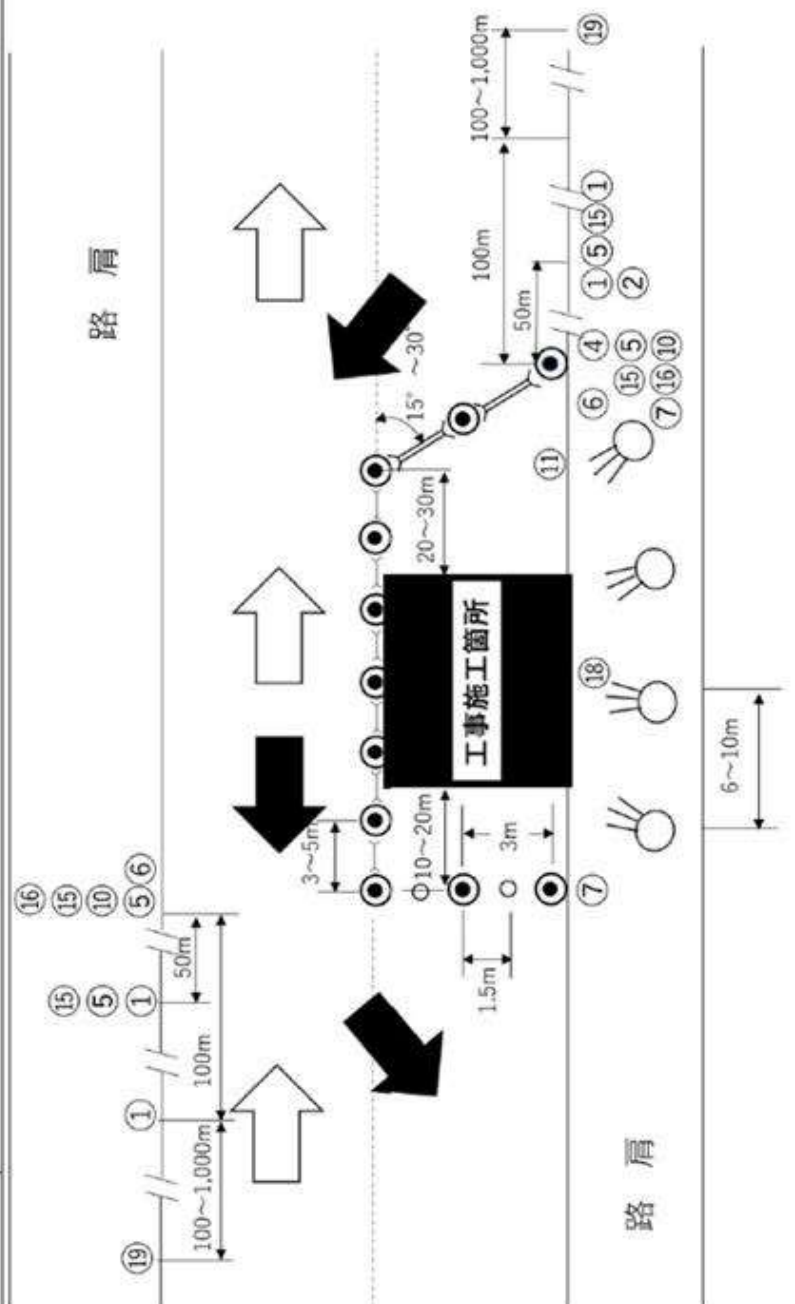
改 正			現 行	備 考	
保安施設標準様式図					
番号	1 2	1 3	1 4	表の追加	
記号	⑫	⑬	⑭		
様式及び標準寸法 (単位 mm)					
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 字体はゴシック体とし、文字及び縁線は白色スコッチライト、地は青色とする。 (2) 作業中は表面を、通常は裏面を標示する。	(1) 一字体の大きさは 150 mm とし、字体はゴシック体とする。 文字及び縁線は白色スコッチライト、地は青色とする。		
[追加]					
番号	1 5	1 6	1 7		
記号	⑮	⑯	⑰		
様式及び標準寸法 (単位 mm)					
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。		

改 正		現 行	備 考
保安施設標準様式図			
番号	18	19	
記号	⑱	⑲	
様式及び標準寸法 (単位 mm)			
注	<p>(1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 500mから1,000m手前に設置する。</p> <p>(2) 高輝度反射式とする。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	[追加]
			表の追加

改 正		現 行	備 考
保安施設標準様式図			表の追加
番号	20	21	
記号	○	≡	
様式及び標準寸法 (単位 mm)	<p style="text-align: center;">高さ 700</p> 		[追加]
注	<p>(1) ラバー製、反射式（夜光）。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	

夜間作業

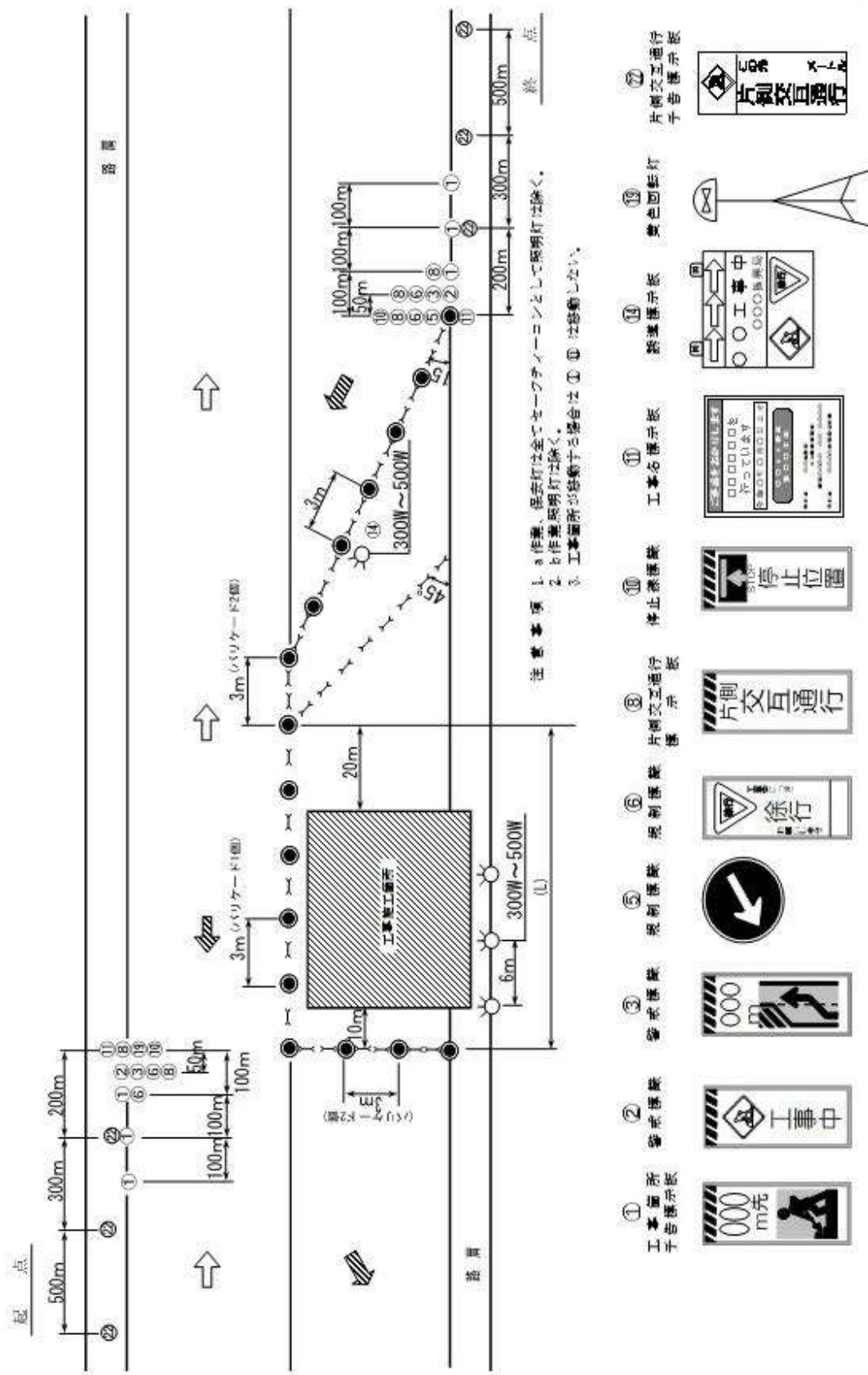
A-1型 標準図 2車線 片側全車線閉塞



- 注 (1) ①及び⑨の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
 (2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
 (3) 工事区間長及び交通量に応じて、適宜交通整理員、自動信号機もしくは交通誘導システムを置くこと。

表の改正

A-1 標準図 2車線：片側全車線閉塞 (a.b.c作業)

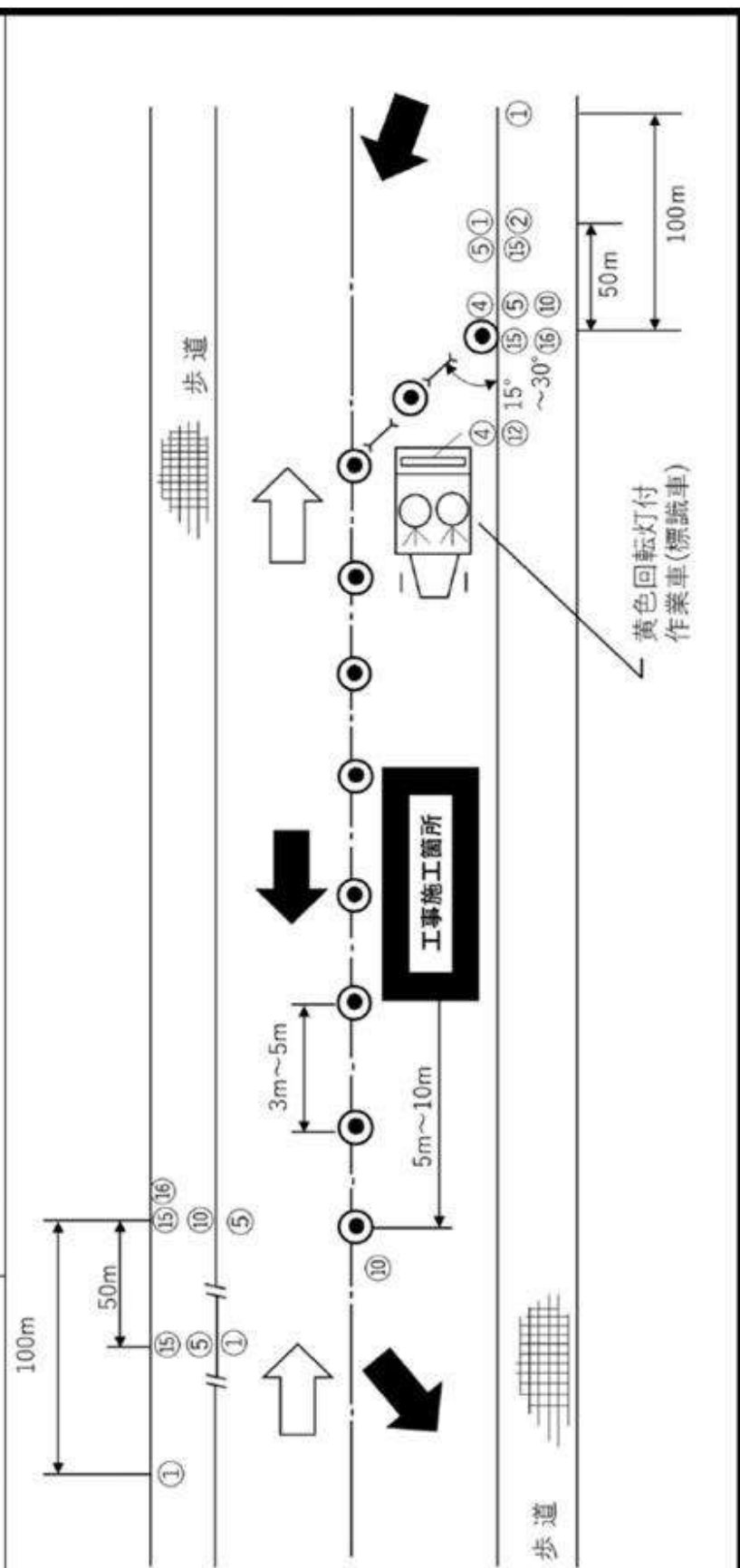


注意事項 1. a作業、保安灯は全てセーブファイアコンとして照明灯は除く。
 2. b作業、照明灯は除く。
 3. 工事箇所が移動する場合は①⑨は移動しない。

- ① 工事箇所 警告標識板
- ② 警告標識板
- ③ 警告標識板
- ④ 規制標識板
- ⑤ 規制標識板
- ⑥ 規制標識板
- ⑦ 片側交互通行 標識板
- ⑧ 片側交互通行 標識板
- ⑨ 停止標識板
- ⑩ 停止標識板
- ⑪ 工事名標識板
- ⑫ 工事名標識板
- ⑬ 新設標識板
- ⑭ 黄色回転灯
- ⑮ 片側交互通行 警告標識板

改 正

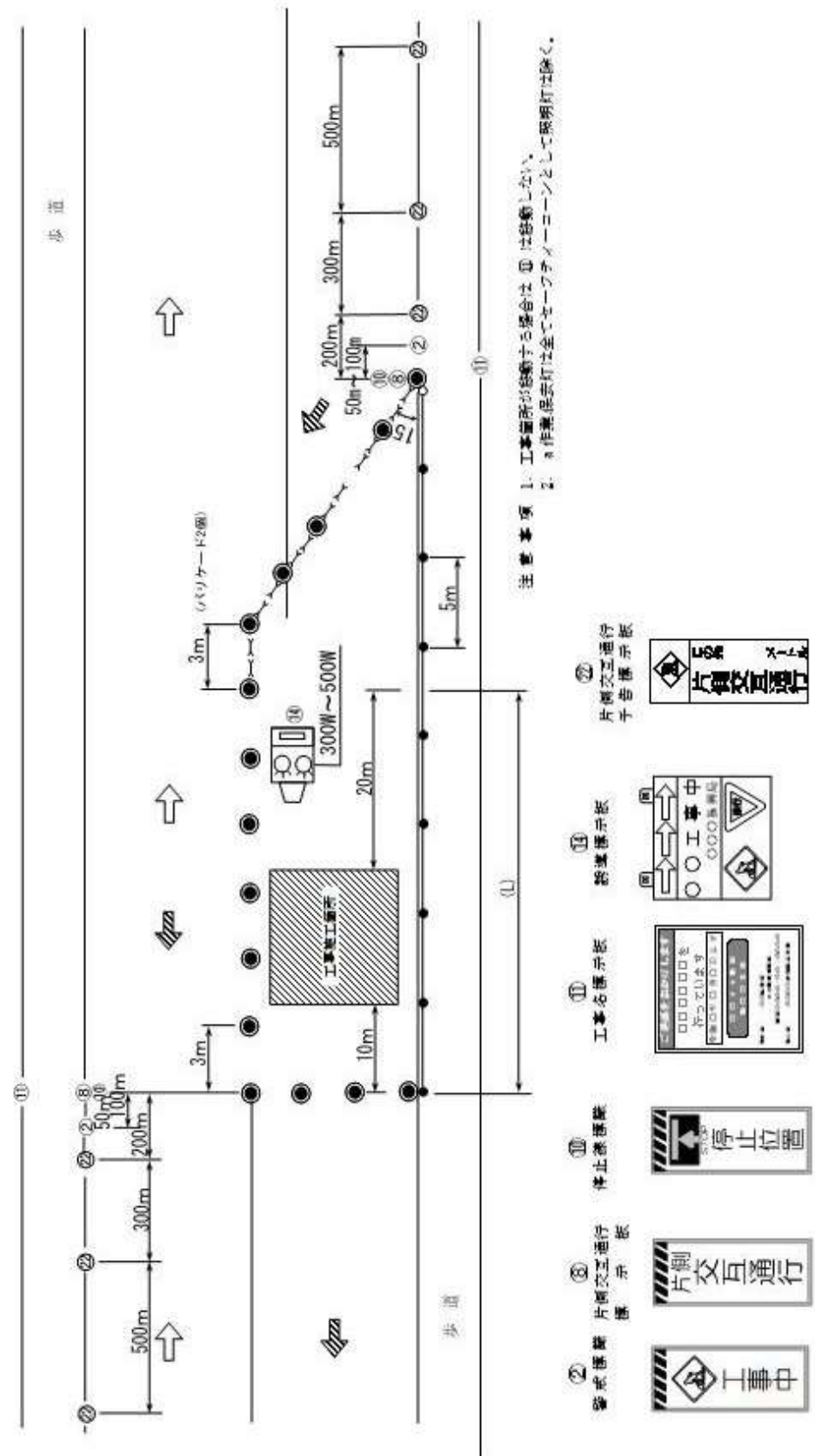
A-3型 標準図 2車線 片側全車線閉塞 局部打換 (小規模) カットカバー等 夜間工事



- 注 (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
 (2) 昼間作業は保安灯をセーフティコーンとし照明灯は除くこと。
 (3) 工事区間長及び交通量に応じて、適宜交通整理員、自動信号機もしくは交通誘導システムを置くこと。

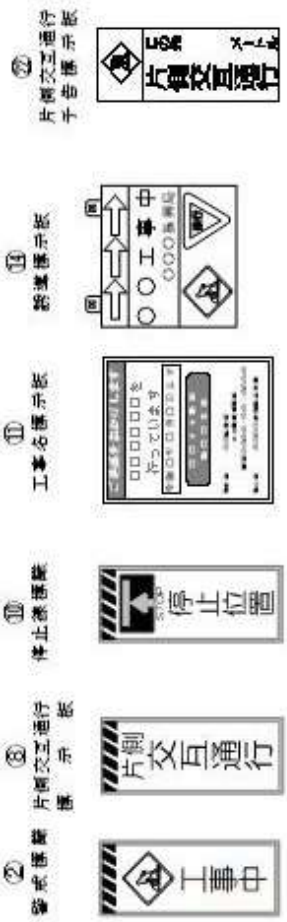
現 行

A-3 標準図 2車線：片側全車線閉塞：局部灯映 (小規模)：ハッチング (a.c.作業)



※工事看板①および工事説明看板②については、昼間に完了する簡易な工事の標識設置しないことがある。

- 注 意 事 項 1. 工事箇所が移動する場合は①は移動しない。
 2. a作業標識灯は全てセーフティコーンとして照明灯は除く。



備 考
表の改正

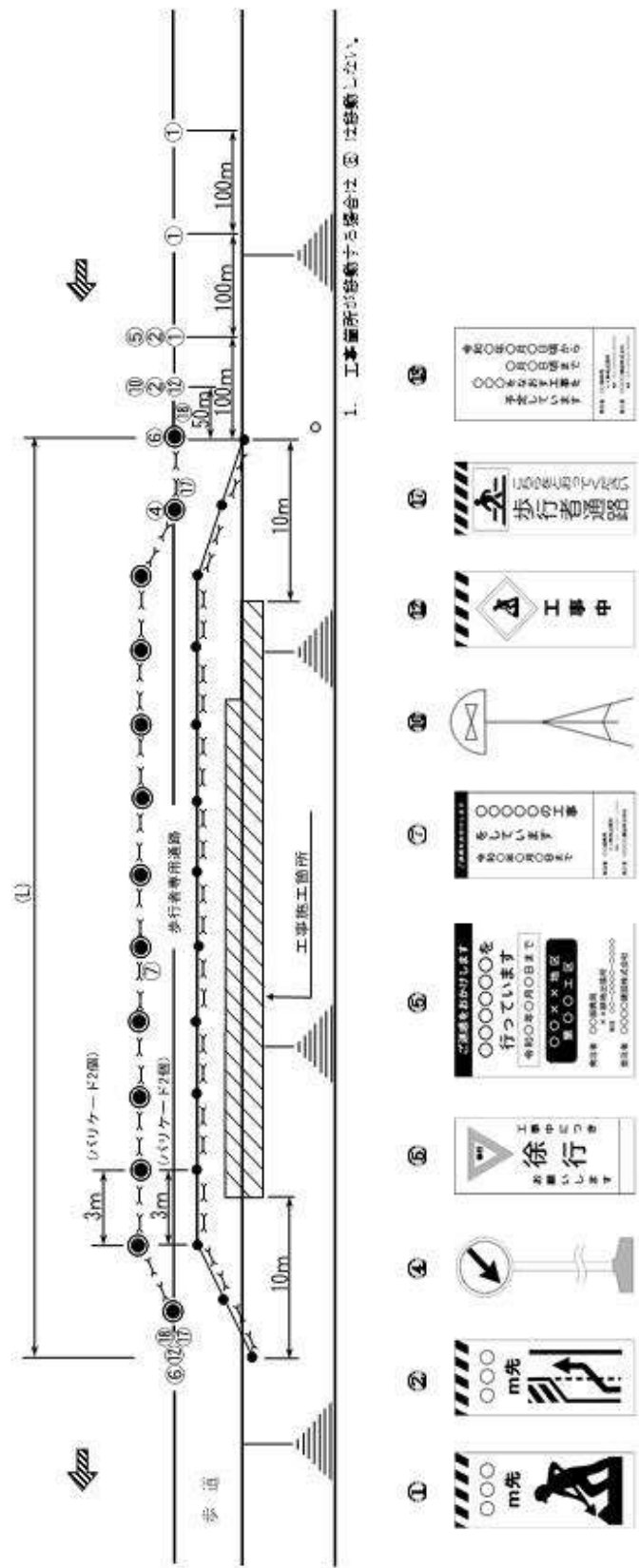
改 正

現 行

備 考

H-1 標準図 擁壁等防災工事（路側）、2車線、(b)作業

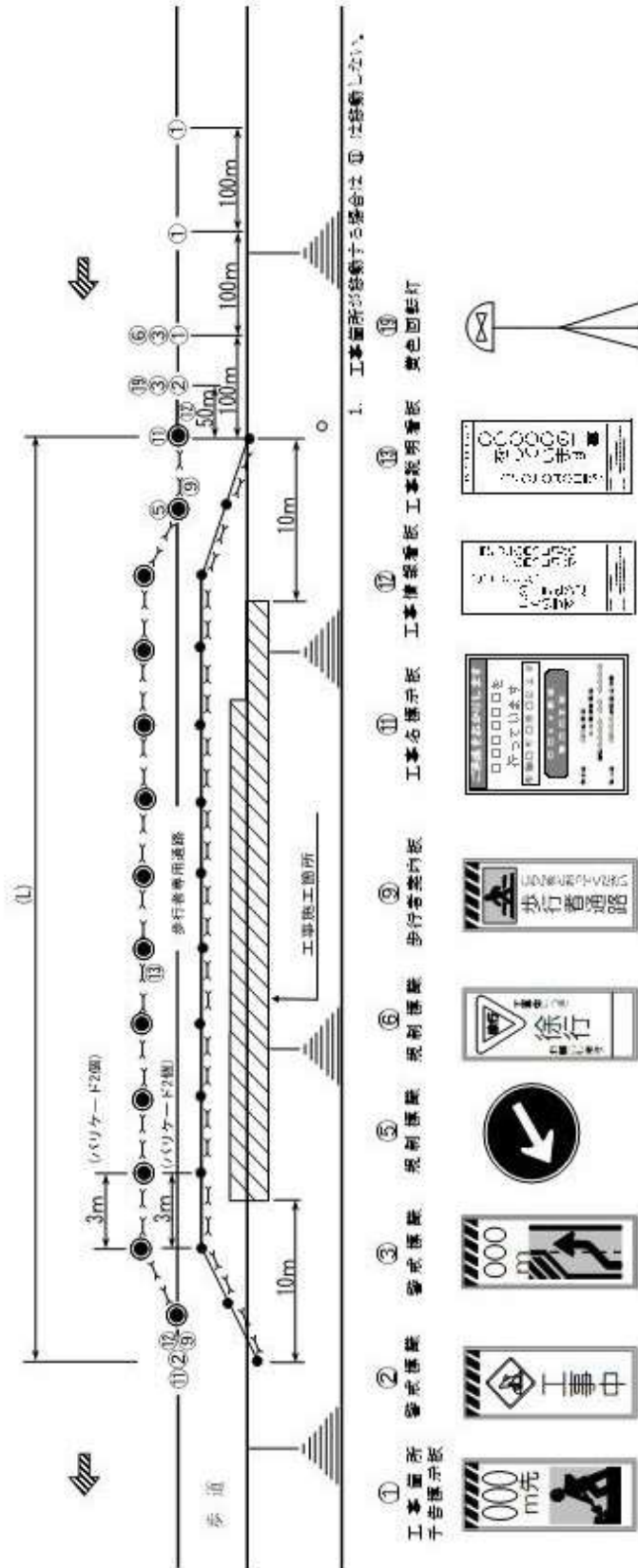
歩道



1. 工事箇所が移動する場合は⑫は移動しない。

H-1 標準図 擁壁等防災工事（路側）、2車線、(b)作業

歩道



1. 工事箇所が移動する場合は⑫は移動しない。

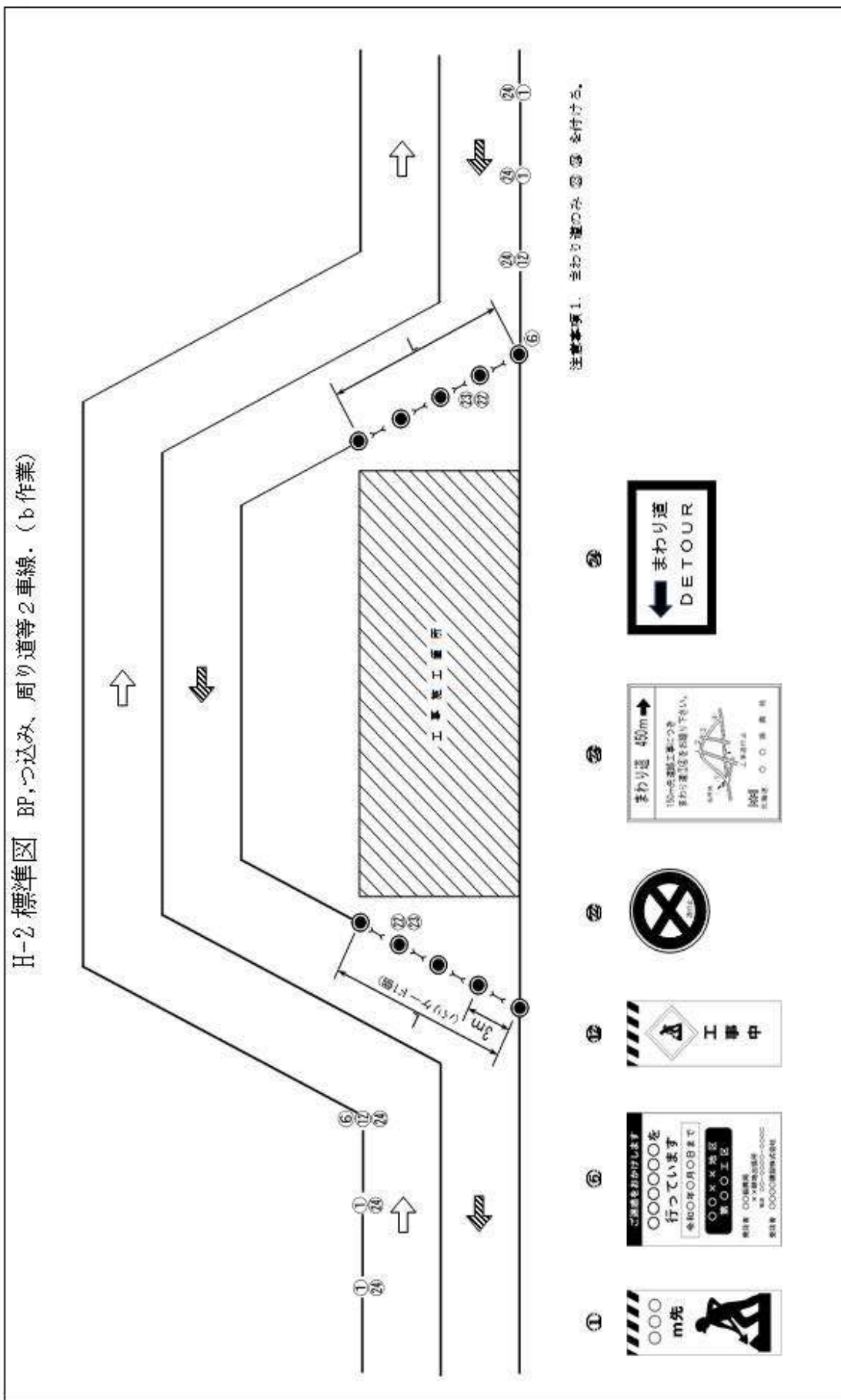
表の改正

改 正

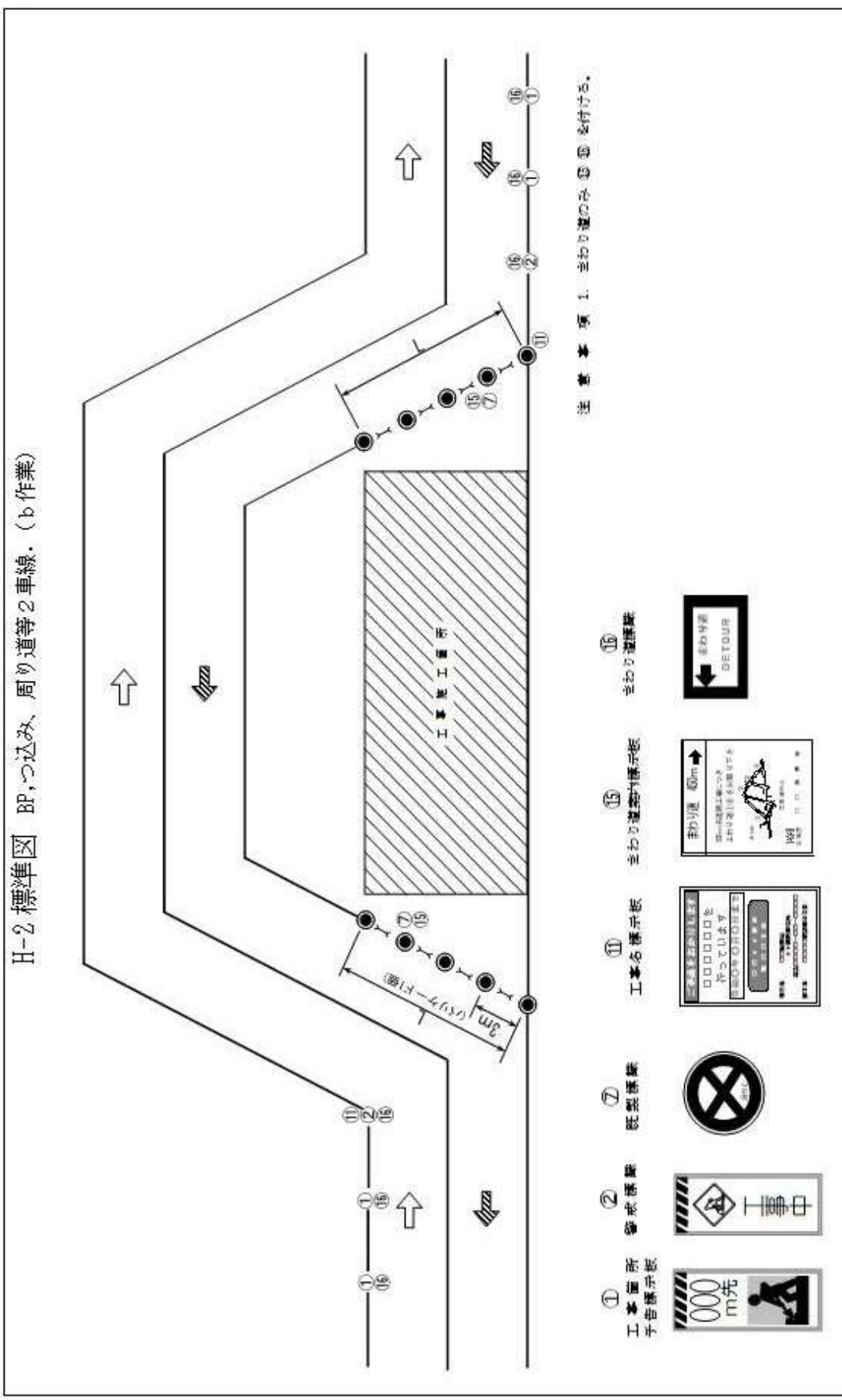
現 行

備 考

H-2 標準図 BP,つ込み、周り道等2車線、(b作業)



H-2 標準図 BP,つ込み、周り道等2車線、(b作業)



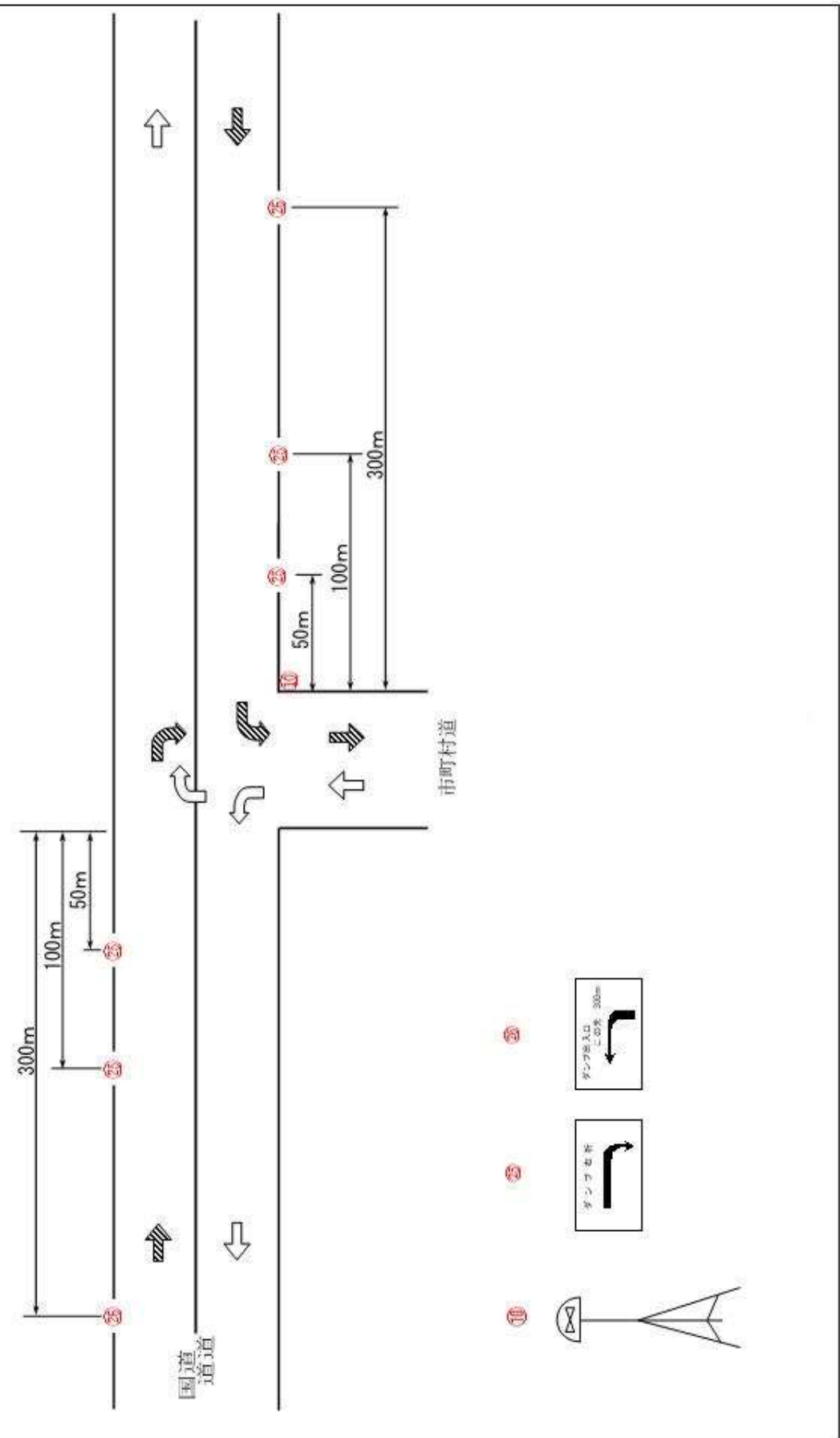
表の改正

改 正

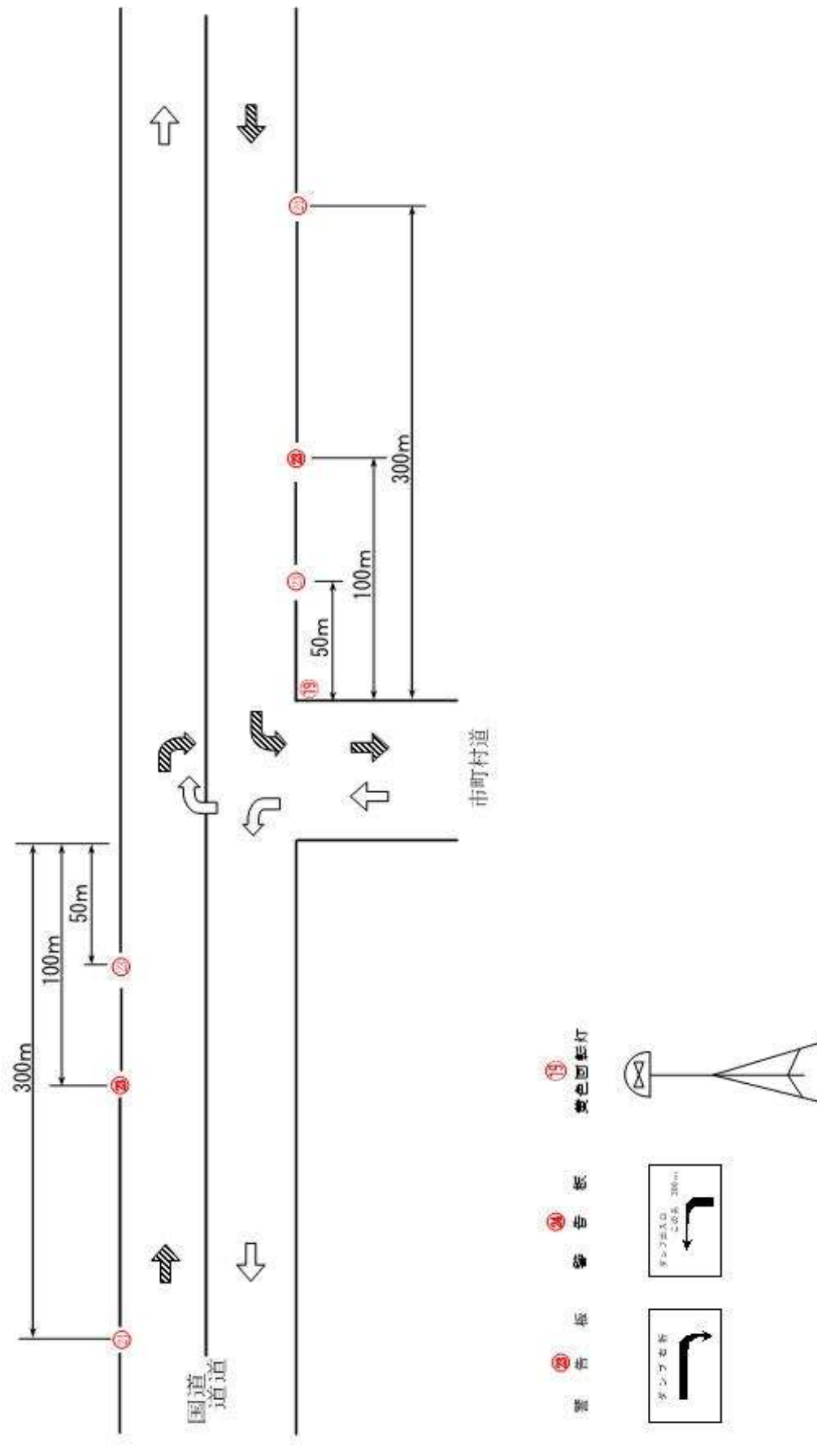
現 行

備 考

K-1 標準図 土砂及び資材等の大量かつ集中的輸送の主要道路に出入り2, 4車線。(b作業)



K-1 標準図 土砂及び資材等の大量かつ集中的輸送の主要道路に出入り2, 4車線。(b作業)



表の改正